平成 26 年度発達障害者支援開発事業(厚生労働省補助事業) 実施結果報告書

長野県発達障がいサポート・マネージャー による支援手法の開発

~連携体制構築による二次障がい、行動障がいへの対応~

平成27年5月

長野県健康福祉部保健・疾病対策課

目 次

第1編	事業要旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2編	事業目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3編	事業実施内容 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4編	分析・考察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・-13
第5編	企画・推進委員会の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・ -45
第6編	成果の公表実績・計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料編 •	

*「障がい」の表記について

長野県では平成26年度から「障害」の表記を「障がい」へ改めることとした。

本報告書においては、厚生労働省の補助事業で使用される名称や機関・団体の名称等を除き「障がい」の表記を使用している。

*「長野県発達障がいサポート・マネージャー」の表記について

「長野県発達障がいサポート・マネージャー」は、長野県において「サポマネ」という通称で呼ばれている。そのため、本編の一部及び資料編に収録の「支援チャート」、アンケート用紙においては、「長野県発達障がいサポート・マネージャー」を「サポマネ」と表記している。

第1編 事業要旨

長野県では、発達障がいに関係することであれば、年代や分野にこだわらずにアドバイスや支援のガイドができる全般的な分野の専門家である「長野県発達障がいサポート・マネージャー」を県内に配置する事業を平成25年度から本格的に開始することとし、平成24年度に「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業実施要綱」を整備し、長野県発達障がいサポート・マネージャー養成研修を開始した。

平成 25 年度には、平成 24 年度に養成・認定した 4名を長野県発達障がいサポート・マネージャーとして県内 10 圏域のうち 4 圏域に配置し、長野県発達障がいサポート・マネージャーとしての支援手法を開発することとした。各圏域での活動は試行錯誤しながらのものとなったが、一年間の活動を通して 4 圏域で試行する支援手法を大枠で統一し、長野県発達障がいサポート・マネージャーによる多分野連携支援手法としてとりまとめることができた。その支援手法は、「特定の当事者を対象とした支援困難事例への介入」及び「地域における支援関係者の連携の仕組みづくり」の 2 種類に分けることができる。

平成 26 年度は、更に4 圏域での配置が完了し8 圏域での活動となったが、平成 25 年度に引き続き支援手法の開発及び検証を行うこととした。平成 25 年度と同様に「特定の当事者を対象とした支援困難事例への介入」及び「地域における支援関係者の連携の仕組みづくり」を行うことで、二次障がい、行動障がいへの対応を図った。

また、平成 26 年度においては、平成 25 年度に開発した支援手法を元に「支援チャート」を作成し、試行を開始した。支援チャートは、長野県発達障がいサポート・マネージャーが中心となり、支援会議をはじめとする支援の場で活用することを想定して作成したものであるが、この支援チャートを活用することにより、支援関係者が、長野県発達障がいサポート・マネージャーの支援手法を習得できることを目指している。平成 26 年度においては、支援チャートの活用が支援関係者に対する長野県発達障がいサポート・マネージャーの支援手法の習得に寄与したか等の検証には至らなかったため、平成 27 年度以降、検証をしながら様式の改訂を進めていく予定である。

事業効果の検証としては、長野県発達障がいサポート・マネージャーに求められる役割や介入の効果について、介入した支援関係者や当事者・家族にアンケート調査を行い、その結果を分析した。概要としては、支援関係者、当事者・家族ともに概ね高評価を得る結果となった。

平成26年度の長野県発達障がいサポート・マネージャーの活動実績から、本事業により期待される効果である「継続してチーム支援を受けることによる、孤立しがちな当事者の生活の安定化」、「長野県発達障がいサポート・マネージャーが困難事例に関わり、支援者相互の役割分担が明確化されることによる、有機的な連携体制の実現」及び「チーム支援を経験した支援者が、課題を抱えた当事者への具体的なアプローチの方策を蓄積することにより、他の事例に対しても前向きになる」ことについて、達成できたと考えられる。平成27年度からは県内全ての圏域への配置が完了したため、更に多くの支援事例を通じて、引き続きより効果的な支援手法としての確立を目指し、改良を加えながら事業の仕組みを作っていく。

なお、本事業を行うにあたり企画・推進委員会を組織し、事業の実施状況の確認・進捗管理、支援手 法の開発、成果物事例調査等を実施することとした。また、長野県発達障がい者支援センターの職員 2 名を発達障害者支援マネージャーとして選任し、事業の進行管理及び事業全体の調整を行った。

第2編 事業目的

1 平成 26 年度発達障害者支援開発事業の実施目的

長野県では、平成25年度より、「長野県発達障害者支援のあり方検討会」からの報告を受け、「長野県発達障がいサポート・マネージャー」配置事業を開始した。平成26年度においても平成25年度に引き続き、厚生労働省における発達障害児者支援開発事業を活用して「長野県発達障がいサポート・マネージャー」を配置し、発達障がい者の支援に直接関わっている関係者が連携して支援にあたる支援手法の開発を試みた。

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業実施2年目となる平成26年度は、特に以下の目的を持って事業を実施し、発達障がい者における行動障がい、二次障がいを改善する支援手法の開発を行うこととした。

期待される効果

継続してチーム支援を受けることによる、孤立しがちな当事者の生活の 安定化

長野県発達障がいサポート・マネージャーが困難事例に関わり、支援者 相互の役割分担が明確化されることによる、有機的な連携体制の実現

チーム支援を経験した支援者が、課題を抱えた当事者への具体的なアプローチの方策を蓄積することにより、他の事例に対しても前向きになる

2 長野県発達障がいサポート・マネージャーの事業化

2-1 発達障害者支援のあり方検討会の設置

長野県では、県における発達障がい者支援の中長期的なあり方を検討する発達障害者支援のあり方 検討会を平成23年度に組織し、発達障がい者支援の全年代、全分野の課題の把握や対応策の検討を3 回にわたり行った。

平成24年1月に示された検討会の報告書では、長野県における今後の発達障がい者支援の進め方として5つの支援の柱が提示された。現在長野県では、それぞれの柱に沿った形で発達障がい者支援施策の事業化を図っている。

- ~「発達障害者支援のあり方検討会」で示された5つの支援の柱~
- ①全般的な分野の専門家の配置 ②情報共有のための環境整備
- ③専門的な支援技術の強化 ④社会の理解と協力を促すための普及啓発
- ⑤発達障がい診療の体制整備

2-2 支援の柱「①全般的な分野の専門家の配置」の事業化

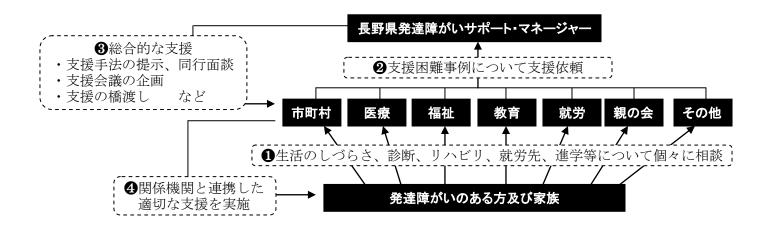
発達障害者支援のあり方検討会では、行政、医療、福祉、教育、就労等、発達障がい者への支援に直接従事する機関において、支援方法の行き詰まりや他機関への支援の引継ぎなどの必要性を感じた場合に適切なアドバイスや支援のガイダンスが受けられる体制を整備するため、発達障がい者支援に関する全ての年代・分野の知識・経験を有した人材の配置が必要とされた。

そこで県は、平成 24 年度より「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業実施要綱」(資料編 49ページ)を整備し、発達障がい者支援における全般的な分野の専門家として「長野県発達障がいサポート・マネージャー」の養成を、平成 25 年度には配置を開始した。

3 長野県発達障がいサポート・マネージャーとは

3-1 長野県発達障がいサポート・マネージャーの役割

長野県発達障がいサポート・マネージャーは、発達障がい者及びその家族が年代や分野を超えて一貫した支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活を送ることができる体制を整備するため、発達障がい者への直接支援者(行政、医療、福祉、教育、就労)に対し、電話、面接、支援会議への参加等を通じて総合的な助言や支援の橋渡し等を行う。



3-2 長野県発達障がいサポート・マネージャーの配置

(1)配置箇所

長野県では、10 の医療福祉圏域が設定され、各圏域に保健 福祉事務所、障がい者総合支援センターが設置されている。

長野県発達障がいサポート・マネージャーと各支援関係者とのきめ細かな連携を図るため、各圏域に1名を配置することとした。平成25年度から配置を進め、平成27年度までに全10圏域への配置が完了することを目標とした。



(2)配置状況

平成 25 年度に 4 圏域(上小、上伊那、松本、長野)への配置を開始し、平成 26 年度にはさらに 4 圏域(佐久、諏訪、大北、北信)へ、平成 27 年度には残る 2 圏域(飯伊、木曽)へ配置を進め、計 10 圏域体制とし、全圏域への配置が完了した。

配置方法は、障がい者総合支援センターを構成する法人への委託とし、発達障がいに限らず 他の障がいの支援機関や就労・療育に携わる支援機関と連携が取りやすい体制としている。

~長野県発達障がいサポート・マネージャー配置状況一覧~

圏域	長野県発達障がい サポート・マネージャー	所 属	配置年度
佐 久	荻原 浩 (おぎはら ひろし)	特定非営利活動法人ウィズハートさく	平成 26 年度
上小	宮尾 彰 (みやお あきら)	上小圏域障害者総合支援センター	平成 25 年度
諏訪	茅野 進 (ちの すすむ)	諏訪圏域障害者総合支援センター オアシス	平成 26 年度
上伊那	北澤 克巳 (きたざわ かつみ)	上伊那圏域障害者総合支援センター きらりあ	平成 25 年度
飯伊	三浦 章人 (みうら あきと)	飯伊圏域障害者総合支援センター ほっと すまいる	平成 27 年度
木曽	丸山 信夫 (まるやま のぶお)	木曽障害者総合支援センター ともに	平成 27 年度
松本	新保 文彦 (しんぽ ふみひこ)	松本圏域障害者総合相談支援センター Wish	平成 25 年度
大 北	安藤 千栄子 (あんどう ちえこ)	大北圏域障害者総合支援センター スクラム・ネット	平成 26 年度
長 野	岸田 隆 (きしだ たかし)	社会福祉法人森と木	平成 25 年度
北信	坂爪 麗子 (さかつめ れいこ)	北信圏域障害者総合相談支援センター ぱれっと	平成 26 年度

(3) 人選方法

長野県発達障がいサポート・マネージャーについては、配置予定圏域の支援関係機関との更なる連携体制を構築していく必要性から、当該圏域の自立支援協議会の推薦した者を長野県発達障がいサポート・マネージャー候補者とすることとした。

3-3 長野県発達障がいサポート・マネージャーの養成

(1) 求められる資質

長野県発達障がいサポート・マネージャーは、全年代・全分野の発達障がい者支援を行う専門家であるため、「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業実施要綱」に定める以下の資質が求められる。

~長野県発達障がいサポート・マネージャーに求められる資質(抜粋)~

- ①全年代、全分野の発達障がい者を支援するために必要な知識・情報等を有する
- ②各分野の支援機関と円滑に連携、協力する資源を有する
- ③支援困難事例について、総合的助言、支援の橋渡しを行う能力を有する

(2)養成

自立支援協議会の推薦を受けた者は、長野県発達障がい者支援センターにて実施する 12 日間 (講義4日、現地研修6日、演習2日)の「長野県発達障がいサポート・マネージャー養成研 修」を受講し、必要な知識の習得を図ることとした。

平成26年度の研修プログラムは資料編52ページを参照。

(3)認定

現地研修先機関の評価、企画・推進委員会の委員を含む県の発達障がい者支援対策協議会の各部会長による面接、発達障害者支援マネージャーである県発達障がい者支援センターによる筆記試験によって(1)に記載の審査基準を満たしていると認められた者を、長野県が「発達障がいサポート・マネージャー」として認定する。

4 長野県発達障がいサポート・マネージャーの活動状況

4-1 支援関係者への周知

事業担当課である保健・疾病対策課から平成26年度に新たに配置となった4圏域に所在する関係機関に周知したことに加え、長野県発達障がいサポート・マネージャーが各支援関係者を直接訪問して事業の概要を説明した。訪問の際には既配置の長野県発達障がいサポート・マネージャーが同行することもあった。

- 担当課からの周知先 -

配置圏域内の全ての幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、市町村、 保健福祉事務所、各圏域で発達障がい診療の中核を担う医療機関、警察署

4-2 長野県発達障がいサポート・マネージャー連絡会議の開催

長野県発達障がいサポート・マネージャーが活動状況の報告をする長野県発達障がいサポート・マネージャー連絡会議を月1回程度開催した。連絡会議では、それぞれ実施した支援内容について意見交換を行い、お互いの支援手法の更なる向上を図った。

4-3 平成26年度の活動状況

(1)概要

長野県発達障がいサポート・マネージャーによる活動実績は平成26年度を通じて4,029件あった。後述の平成25年度に開発した支援手法に基づき、個別の当事者を対象とする具体的な支援(以下「個別支援事例」という。)を行ったほか、日頃からの支援関係者間の連携体制を構築するための働きかけを行った。

(2) 個別支援事例

個別支援事例は 2,128 件(当事者実人数 464 名) あり、その対象は「家居」及び「その他」 の構成の大半を占める成人が 4 割であった。圏域により違いはあるものの、成人の当事者に対 する生活支援、就労支援、家族支援の仕組みづくりが長野県において大きな課題となっている ことがうかがえる。

平成25年度においては、乳幼児期の支援件数が他と比較してごくわずかであったが、平成26年度においては、微増した。これは、平成26年度に配置した長野県発達障がいサポート・マネージャーが以前より乳幼児の支援に携わっていたことや、平成25年度にはほとんど行われていなかった療育コーディネーター(在宅障がい児・者及び保護者に対し、保護者の相談に応じるとともに各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行う)との連携が進んだことによるものと考えられる。

小学生から高校生については、圏域により偏りはあるが、どの年代からも支援を必要とされていることがうかがえる。

~ 個別支援事例対象者別の活動状況 ~

											合	計
	活動状況			上小	諏訪	上伊那	松本	大北	長野	北信	件数	比率
											干奴	(%)
	支援件数	(490	658	720	399	455	470	430	407	4029	-
			229	442	299	205	250	303	233	167	2128	100.0
		乳幼児	0	0	26	1	0	12	1	37	77	3.6
	うち個別	小学生	3	53	117	24	24	27	10	69	327	15. 4
	の当事者	中学生	19	186	23	47	15	91	37	20	438	20.6
	を対象と	高校生	52	101	11	13	37	108	24	27	373	17.5
	した	大学生	0	0	0	4	35	12	0	0	51	2.4
	支援件数	家 居	15	58	85	42	48	11	71	9	339	15. 9
		その他	140	44	37	74	91	42	90	5	523	24.6
1 かり	月あたり平均才	支援件数	40.8	54.8	60	33. 3	37. 9	39. 2	35.8	33. 9	_	_

^{※「}家居」及び「その他」のうち、発達障がい児はそれぞれ5名であった。

(3) 支援対象者の状況

支援対象者は多岐に亘るが、平成25年度に引き続き、発達障がい者にとって身近な相談窓口となる福祉施設からの支援依頼が多かった。更に、平成25年度と比較し平成26年度においては、市町村と連携し、継続した支援体制の構築を行った圏域があったこともあり、市町村からの支援依頼が多い結果となった。

また、平成25年度においては1件であった幼稚園・保育園からの支援依頼が75件と大幅に増加した。

~ 支援対象者別の活動状況 ~

									1	計
支援対象者	佐久	上小	諏訪	上伊那	松本	大北	長野	北信	件数	比率
									一一致	(%)
合 計	490	658	720	399	455	470	430	407	4029	100.0
医療機関	62	27	78	20	68	22	51	2	330	8. 2
福祉施設	101	7	248	48	107	60	154	3	627	15. 6
就労支援施設	69	50	27	2	16	19	6	1	190	4. 7
幼稚園·保育園	1	1	39	0	0	7	0	27	75	1. 9
小学校	3	55	51	26	39	18	7	62	261	6. 5
中学校	3	174	3	43	16	60	9	19	327	8. 1
高等学校	25	42	8	9	68	72	10	17	251	6. 2
大学・短大・専門学校	0	0	0	2	30	11	0	0	43	1. 1
特別支援学校	1	2	8	18	5	14	3	29	80	2. 0
市町村	75	78	28	36	47	20	60	172	516	12.8
保健所・児童相談所等	29	49	11	3	4	7	11	10	124	3. 1
警察・司法	0	2	1	12	0	0	21	1	37	0.9
企業	12	0	0	3	1	1	0	0	17	0. 4
当事者の家族	5	21	16	108	2	101	38	25	316	7.8
へ。アレント・メンター	6	0	35	4	2	5	0	0	52	1. 3
発達障がい者支援センター	11	8	5	5	11	12	4	4	60	1. 5
その他	87	142	162	60	39	41	56	35	622	15.4

5 平成25年度の事業実施状況

前述のとおり、平成24年度に養成・認定を行った4名の長野県発達障がいサポート・マネージャーの支援手法の開発のため、平成25年度に厚生労働省所管の発達障害支援開発事業を活用し、平成26年5月に成果物として「長野県発達障がいサポート・マネージャーによる多分野連携支援手法の開発」をまとめた。

平成25年度に開発した支援手法は以下のとおりである。

5-1 支援手法①「特定の当事者を対象とした支援困難事例への介入」

当事者や家族(学校)をめぐり様々な課題が複雑に絡み合い、混乱を来している事象の全体を 客観的に捉えてそれを整理することから始まり、支援方針が固まるまでの同行面談、複数の支援 関係者を招集しての関係者会議・支援会議の企画、支援ニーズに応じた適切な支援機関への橋渡 し等により対応している。

これらの支援の流れを整理すると、①「課題の把握」、②「支援体制の見直し・再構築」、③「関係機関との連携調整」、④「支援手法の再検討・実施」、⑤「支援の継続・引継ぎ」の順により支援が行われ、併せてモデリングにより支援関係者の支援技術の向上を促進している。

また、モデリングの結果、各圏域で長野県発達障がいサポート・マネージャーに準ずる人材が 増え、支援手法の波及が図られることを狙いとしている。

*モデリングとは、ここでは、支援者が長野県発達障がいサポート・マネージャーの実際の支援 場面に同席して支援のプロセスを共有することにより、支援手法を習得し、それ以降は長野県 発達障がいサポート・マネージャーの支援を得ずに、独自に適切な支援を実施できるようにな ることを意味する。

なお、①~⑤までの支援フローは次表のとおりである。

< **1**∼**5**までの具体的な内容 >

NO	助言等項目	内 容
0	課題の把握と 共有	・相談事例について、家族や関係者への聴き取り等により、問題点やうまくいっているところ、またそれぞれのニーズが何であるのかを整理し共有する。・その作業にあたっては支援関係者と手順や手法を共有し、支援関係者のスキルアップに繋げる。(モデリング)
2	支援体制の 見直し・再構築	・●で整理した課題に対する現状の支援体制の状況を分析し、新たな支援体制のあり方やゴールを検討する。・その作業にあたっては支援関係者と手順や手法を共有し、支援関係者のスキルアップに繋げる。(モデリング)
8	関係機関との 連携調整	 ・①及び②を踏まえ、既存の支援機関だけでは対応が困難であると考えられる場合には、新たに適切な支援機関を選定し、支援機関同士の連携が進むように調整を図る。 ・その作業にあたっては支援関係者と支援の協力依頼や、支援の引継ぎ等に関わる手順や手法を共有し、支援関係者のスキルアップに繋げる。(モデリング)
4	支援の 検討・実施	・支援関係者を集め、それぞれの役割分担を確認し、連携して支援に当たる体制を整備する。 ・大枠の支援方針や、支援関係者相互の情報共有の手段を提示することにより、支援関係者のスキルアップに繋げる。(モデリング)
6	支援の 継続・引継ぎ	・④により動き出した支援が継続するよう、定期的に連携会議に参加するとともに、その支援体制が適正かどうかアセスメントし、必要に応じて ●から捉えなおす。

長野県発達障がいサポート・マネージャーが実際に**①**~**⑤**までの実施体制の整備を進める際は、 次のA~Gのツールを複数組み合わせて実施している。

A:支援者への助言 B:支援者との同行による当事者への面談

C:モデリングによる支援技術の向上 D:他の支援機関への橋渡し

E:新たな支援機関の参加促進 F:支援会議の企画

G:支援関係者の役割分担の再確認

5-2 支援手法②「地域における支援関係者の連携の仕組みづくり」

支援関係機関において、発達障がいの理解が不足していたり、支援手法を限られた人物だけしか知らなかったり、単独の対応のみで他の支援関係機関と連携して支援に当たる体制が築けていなかったりするなど、組織的な対応力が十分でない場合、長野県発達障がいサポート・マネージャーが組織的に不足した部分を整理した上で、対応力向上に繋がる調整・助言を行う。

同時に、日頃から支援関係者による情報交換等を行い、地域における支援関係者の連携の仕組 みづくりを促進する。

第3編 事業実施内容

1 平成 26 年度における長野県発達障がいサポート・マネージャーの活動

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置2年目となった平成26年度は、平成25年度の活動を踏まえ、以下の支援・検証を行った。

番号	分類	内容
	支援	平成25年度に開発した支援フローに基づく支援チャートの開発及び
(1)	义饭	特定の当事者を対象とした支援困難事例への介入
2	支援	日頃からの連携体制の構築
3	検証	アンケート調査による事業評価

次項より、詳細な実施内容について記載する。

2 ①支援チャートの開発及び支援困難事例への介入

2-1 支援チャートの開発

前述のとおり、長野県発達障がいサポート・マネージャーは支援フローに基づき支援を行っており、 更には 10 ページに記載のいくつかのツールを組み合わせて支援体制の整備を進めている。平成 26 年 度は、支援フローに基づき、支援をする当事者の情報や現在の状況、今後の支援の方向性等を書き込 める「支援チャート」を開発した。

「支援チャート」を長野県発達障がいサポート・マネージャーが中心となって支援会議をはじめとする支援の場で活用することにより、同席する支援関係者が長野県発達障がいサポート・マネージャーの支援フローに基づく支援手法をモデリングにより習得することを目指している。更には、長野県発達障がいサポート・マネージャーが同席しない場合にも、支援者が長野県発達障がいサポート・マネージャーの支援プロセスをもとに、独自に支援を適切かつ円滑に実施できるようになることも期待される。

平成 26 年度においては、支援者が支援チャートを使用したことによる効果の検証までには至らなかったため、平成 27 年度以降において、効果の検証及びそれを踏まえたチャート様式の改良を行っていく予定である。

「支援チャート」は資料編62ページを参照。

2-2 特定の当事者を対象とした支援困難事例への介入

長野県発達障がいサポート・マネージャーは、平成25年度に引き続き平成26年度においても、「当事者の自己理解の促進を通じて自己肯定感を高め、自立する」ことを目指し、特定の当事者を対象とした支援困難事例への介入をした。対応件数については前述の活動状況のとおりである。

具体的な介入事例については第4編 2に記載するとおりであるが、長野県発達障がいサポート・マネージャーは平成25年度に開発した支援フローに基づきながら個別の事例に介入し、幅広い分野の支援関係者への総合的な助言や支援の橋渡しを行った。

3 ②日頃からの連携体制の構築

平成25年度に長野県発達障がいサポート・マネージャーが実施していた支援手法に基づき、平成25年度には未配置であった圏域においても、支援関係者の連携の仕組みづくりを促進した。

平成 26 年度に長野県発達障がいサポート・マネージャーが行った仕組みづくりの詳細については、 第4編 3のとおり。

4 ③アンケート調査による事業評価

平成 26 年度には、長野県発達障がいサポート・マネージャー、長野県発達障がいサポート・マネージャーが介入した事例の支援関係者及び当事者・家族を対象にアンケート調査を実施し、事業評価を行うこととした。

長野県発達障がいサポート・マネージャーの活動により、支援関係者や当事者・家族が得られた効果、長野県発達障がいサポート・マネージャーに求められる役割等を検証することを目的とした。

第4編 分析・考察

1 長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業の目指す姿

長野県では、長野県発達障がいサポート・マネージャーの配置により、行政、医療、福祉、教育、就 労等の支援関係者が、長野県発達障がいサポート・マネージャーから多分野の支援関係者が連携して支 援にあたる手法を習得し、各圏域で同レベルの支援手法を担える人材として成長することにより、発達 障がいのある当事者が適切な支援を受け、「自己理解の促進を通して自己肯定感を高め、自立的な生活が 送れるようになる」ことを目指している。

第4編では、第3編に記載した長野県発達障がいサポート・マネージャーによる支援の詳細及び成果、 発達障害者支援マネージャーが実施した長野県発達障がいサポート・マネージャーの事業評価について、 分析・考察をし、目指す姿への到達状況を確認する。

2 特定の当事者を対象とした支援困難事例への介入

前述のとおり、長野県発達障がいサポート・マネージャーは、平成 26 年度においても特定の当事者を対象とした支援困難事例への介入を行った。

平成 26 年度に長野県発達障がいサポート・マネージャーが支援した事例は、当事者の年代、家族構成、元々の支援状況等、背景や課題が様々なものであったが、支援にあたっては、平成 25 年度の活動を通して開発を行った「特定の当事者を対象とした支援困難事例への介入」の支援フローに基づき実施した。また、支援フローに基づき支援体制の整備を進める際は、平成 25 年度と同様に以下のA~Gのツールを複数組み合わせて実施している。

A:支援者への助言 B:支援者との同行による当事者への面談

C:モデリングによる支援技術の向上 D:他の支援機関への橋渡し

E:新たな支援機関の参加促進 F:支援会議の企画

G:支援関係者の役割分担の再確認

次ページより、具体的な介入事例を示す。

●事例1:総合的な助言を行い、支援者が違った視点で支援を考えることができるようになった事例

言言者の作幸	当事者の青银	性別:女性 年齢:30代 診断名:自閉症スペクトラム障害、境界性パーソナリティ障害家族構成:県外に家族がいるが、関わりがない 境界性パーソナリティ障害との診断で精神科病院に2年間入院しているが、入院している医療機関とは別の医療機関で自閉症スペクトラム障害と診断された。また、当初心因性と思われていた身体の麻痺や痛みが脊椎関節炎と診断され、現在身体障害者手帳を所持している。 退院後は、アパートでの一人暮らしを希望しており、月に1週間程度、ヘルパーを利用し在宅生活の体験を行っている。
7.	支援のきついけ	依頼者:長期入院者退院支援相談員きっかけ:自閉症スペクトラム障害と診断された当事者への支援方法がわからない退院に向けて関係機関と支援を行ってきたが、行き詰っている状況であり、そんな中当事者が自閉症スペクトラム障害と診断された。発達障がいの特性を踏まえた支援をし、治療にもつなげないといけないと思うが、どうすればいいかわからず、長野県発達障がいサポート・マネージャーへの依頼につながった。
関係機	前	主治医、看護師、精神保健福祉士、訪問看護ステーション、ヘルパー事業所、退院支援相談員
機関	後	上記に加えて、グループホーム事業所職員、通所施設職員
		①アセスメント: 当事者及び依頼者に対するアセスメントを実施。今までの支援における問題点を提示する。
ラギ	支援の	②支援チームへの助言:アセスメントで把握した当事者の状況等を踏まえ、アパートにて一人暮ら しという当事者の目標自体と、それを実現するための支援のゴールを検討 し直すことを助言。
i	元 て	③支援の橋渡し:支援のゴールを検討し直すにあたり、ゴールの選択肢を広げるために支援 チームにグループホームの職員、通所施設の職員を加入することを提案。
		④支援会議の開催:新しいチームでの支援会議を開催し、グループホームで生活をすることを 新たな目標とし、それに向けて関係機関で連携して支援を継続することを 確認する。
見通し	今後の	グループホームでの生活という目標に向け、現在の支援チームで支援を行っていく。 長野県発達障がいサポート・マネージャーは、支援者の向く方向がバラバラになった際や目標を変更した方がいいと思われる際などに適宜介入をし、支援者のサポートをしていく。

●事例1における考察

本事例は、長野県発達障がいサポート・マネージャーが支援関係者全体を俯瞰的な視点で見渡して総合的な助言を行い、行き詰っていた支援を前進させたものである。

本事例においては、長野県発達障がいサポート・マネージャーが介入する前も定期的に支援会議は開催されており、支援者間で情報共有もされてきてはいた。しかし、当事者への支援にあたり、何を目標としてしているのかという認識は明確になっておらず、共有もされていない状況であった。当事者はアパートでの一人暮らしを目標としており、月に1回ヘルパーを利用して在宅生活体験を行っているが、当事者がヘルパーと適切な対人関係を築けないことに加え身体機能の衰えが進み、支援者は先が見通せないでいた。

また、多分野に亘る支援チームのメンバー間において、当事者に対する視点の相違や互いの専門分野に「口出し」することへの遠慮があり、当事者にとって最も適切な支援のゴールのイメージを持つことができないでいた。

支援の依頼を受けた長野県発達障がいサポート・マネージャーはまず、当事者及び支援者が退院を目指しているのであれば、現在の「アパートでの一人暮らし」という最終的な目標が適切なものであるかどうか検討し直すことを提案した。また、退院後の地域での受け皿となる、福祉関係機関を中心とした支援機関の層を厚くすることの必要性を支援チームに助言した。

これを受け、支援チームのメンバーにグループホーム事業所や通所施設の職員も加えることとなり、その結果、退院後の地域生活の選択肢にグループホームが入ることとなった。当事者はアパートでの一人暮らしのみを希望していたが、将来の生活に関する視野が広がり、他の選択肢も考えられるようになってきた。支援チームのメンバーにとっては、具体的な目標が徐々にでき、それに向けての支援のゴールが見えてくることとなった。

本事例においては、それぞれの支援関係機関が懸命に取り組んでいる支援が同じ方向を向いていなかったことが一番の課題であったが、長野県発達障がいサポート・マネージャーの介入により支援の方向性が変わり、支援チームがその目標を共有することで、膠着していた状態を打破することができた。

●事例2:支援関係者が共通認識をもつことで連携した支援に結びついた事例

	le.	性別:男性 年齢:13歳 診断名:広汎性発達障害、不注意傾向、知的障害 家族構成:両親、中学生の姉
I	当事者の青報	小学生の頃から、家族の金銭をたびたび盗む、両親が把握しない真新しい性的雑誌やゲームを自室に隠すなどの問題行動があった。小学5年生時に、集中力の無さや学業不振等からWISC-Ⅲを取った後医療受診となり、診断がついた。その後定期的に受診をしている。小学6年生時に、児童発達支援センターにて小学生向けのSST教室に参加した。学校生活では特別な支援は受けておらず、現在は原級に通学しているが、集中力がなく、学力低下の状態。
		依頼者:当事者の母親
3	支	きっかけ:中学校の巡回相談に申し出があった
<i>G</i>	支爰のきっかけ ・	当事者の問題行動については家庭内で対処したいという思いから、母親は学校関係者へは相談しておらず、学校としては当事者を学力不振であるとのみ把握していた。しかし、当事者が中学生になっても雑誌を万引きし、そのことを両親が叱っても反省する様子を見せず更なる問題行動に出たことから、今後の当事者への対応に不安を感じ始め、長野県発達障がいサポート・マネージャーが中学校の巡回相談に入った際に依頼につながった。
関係	前	中学校担任、医療機関、市町村児童発達支援センター(小学6年生時)
機関	後	上記に加えて、他の医療機関、市町村子育て支援担当課
		①アセスメント:保護者に対し、アセスメントを実施。成育歴、医療機関の受診歴及び今ま
		で受けてきた支援等の聞き取りを行う。
	<u> </u>	②主治医との連携:両親は限られた診療時間の中では主治医に当事者の問題行動について相談
		できずにいたため、長野県発達障がいサポート・マネージャーが間に入り、
		意見交換を行う。
		③チームの組織:関係機関ではそれぞれ支援が行われていたが、機関の間で情報共有がなさ
-	支 爰	れていなかったことから、長野県発達障がいサポート・マネージャーが中
0	ク	心となり支援チームを組織化する。
	売 つ	④関係者会議の開催:支援チームを参集し、関係者会議を開催する。行ってきた支援や当事者の
		状況等について情報共有を行う。
		⑤両親との面談:両親が当事者への支援は専門機関で行えばよいと考えていることを受け、
		支援機関と両親との通訳の役割を担うため両親との面談を実施。両親が当
		事者支援に大きな役割を担っていることを説明。
		⑥支援会議の定例化:関係者会議により当事者に関する情報共有ができたことから、今後の支援
		の見通しの共有及び役割分担の確認をするために支援会議を定例化する。
B	Δ.	連携先の医療機関で実施するプログラムについて、関係者で情報共有を行っていく。
見通	今後	長野県発達障がいサポート・マネージャーは、新たな連携先が必要と考えられる際や、関係
	0)	者による支援が行き詰った際などに適宜介入していく。

●事例2における考察

本事例は、支援関係者は多々いたものの、自身の守備範囲でのみ支援を行い、他の支援機関との連携が取れていなかったため、当事者に対する効果的かつ円滑な支援に結びついていなかったものである。

支援介入の第一歩として長野県発達障がいサポート・マネージャーが行った両親へのアセスメントにおいて、当事者が万引き等の問題行動を未だ行う原因として、両親が小学生時からの当事者の問題行動を認知しながらも、家庭内での対応や支援機関等への相談をせず、児童発達支援センターの SST を受ければ問題行動をとらなくなると考えていた結果であると捉えた。

そして、両親が医療機関に十分に相談できていないという状況も判明したため、それを踏まえ、長野 県発達障がいサポート・マネージャーが仲介役として主治医と意見交換を行った。その結果、診断が行 為障がいへと進んだことから他の医療機関において性的犯罪防止のプログラムを受けることで合意し、 プログラムを実施する医療機関への橋渡しを行った。

当事者に関わってきた支援機関は医療機関を含め複数あったものの、前述のとおりそれぞれが自身の担当分野だけで役割を果たし、実施している支援内容や関わった際の当事者の様子などの情報を共有することがなかった。その実情を踏まえ、長野県発達障がいサポート・マネージャーは医療機関で実施されるプログラムの内容やそれを受ける当事者の状況等を支援関係者で把握し、より効果的な支援に生かすため、両親、中学校関係者、医師、市町村子育て支援担当課家庭児童相談員による支援チームを組織した。

支援チームの組織化及びメンバーによる支援会議の定例化により、当事者に係る情報共有が進み、今後の見通しとして当事者が同様の問題行動を繰り返さないよう、社会生活のルールやスキルを習得するための支援を各支援機関で連携して行っていくという共通認識を持つことができた。

また、問題行動を心配する一方で具体的な対応はしていなかった両親に対しては、家庭の担う役割の 重要さを長野県発達障がいサポート・マネージャーが説明することで、支援を人任せにできないという 意識付けを行うことができた。

本事例において長野県発達障がいサポート・マネージャーが担った大きな役割は、介入前まで個々で動いていた支援機関に共通認識を持たせたことである。支援関係者が同じ方向を向いて支援を行うことにより、必然的に情報共有を行うこととなり、密接に連携した効果的な支援につながることが期待される。

●事例3:俯瞰的な視点により連携を調整した事例

		性別:男性 年齢:14歳 診断名:自閉症スペクトラム障害
11年代の作業	当事者の青報	家族構成:両親、妹(中1)、弟(小2) 小学1年生の途中から登校渋りが見られ、その後医療機関を受診し診断がつく。小学1年生 ~4年生までは自閉症・情緒障害学級で学習。5、6年生は原級で過ごす。中学進学後も問題 なく学習をしていたが、2年生時のクラス替えを機にクラスに入れなくなり、支援学級を利用 しながら毎日短時間登校をしている。妹、弟も同様に登校渋りを見せている。
		依 頼 者:中学校不登校支援担当の教諭
7	支	きっかけ:どのように支援会議を開けばよいか、小学校との連携をどのようにとればよいか
0	\mathcal{D}	子ども3人に登校渋りが見られることで、母親の子育てへの不安感が強くなり、うつ状態と
30	きっ	なったため、現在通院している。そのような母親の状態を知った中学校教諭から、母親へのフ
	か ナ	オローをしながらの当事者支援をどのように行えばよいかわからない、また、弟が在学する小
,	,	学校との連携の必要性も感じるものの、いつどのように連携すればよいかわからない、と長野
		県発達障がいサポート・マネージャーへ支援依頼があった。
関係	前	中学校不登校支援担当教諭、中学校担任、NPO 法人相談員(母親支援)
機関	後	上記に加えて、市町村保健師、家庭児童相談員、特別支援学校教育相談専任、
,,,,		中学校スクールカウンセラー、小学校担任、小学校特別支援教育コーディネーター
		①打ち合わせの実施:当事者と妹が通う中学校の不登校支援担当教諭及び母親支援の相談員との
		3者で打ち合わせを実施。母親の症状について情報共有を行う。
		②関係者会議の開催:上記打ち合わせの出席者と弟が通う小学校担任及び特別支援教育コーディ
	去	ネーターと関係者会議を開催。母親を中心に、家族全体の様子を共有する。
_		③両親との面談:打ち合わせの出席者と両親とで面談を行う。小学校へきょうだいの様子等
ŧ	支 爰 の	の情報提供を行うことと、弟への支援に介入することに関し承諾をもら
\bar{v}	巟	う。両親へ支援会議への出席を依頼したところ、体調面で不安があるとい
7	h	うことで、当面は少人数での面談を実施することとする。
		④関係者会議の開催:家族全体を支援するための関係機関を参集し、支援の現状と今後の方向性
		を確認。
		⑤支援会議の定例化:両親と中学校教諭、母親支援の相談員との支援会議を開催し、今後月1回
		開催することを確認。
	会	当事者は平成 27 年度に進路選択の時期を迎えるため、今後も定期的な支援会議を実施して
見通し		いく。長野県発達障がいサポート・マネージャーが担っていた支援会議開催調整の役割を徐々
	の	に中学校教諭の役割へと以降し、今後はオブザーバーという形での出席とする。

●事例3における考察

本事例は、当事者のみならず、家族全体が支援を必要としているケースであるが、支援関係者は個々の支援は行っていたものの、それぞれの支援関係者同士で情報共有をすることはなく、家族全体を支援するまでには至っていなかった。また、当事者が通う中学校教諭は、他機関との連携の必要性を感じていたものの、支援機関同士を調整する役割がいなかったため、連携体制の構築に苦慮していた。

長野県発達障がいサポート・マネージャーが支援の依頼を受け、中学校教諭と打ち合わせを行ったと ころ、当事者の弟が通う小学校は母親の病状に関する情報を具体的には承知しておらず、弟の行動に対 する支援のみを行い、改善が見られないため対応に苦慮していることがわかった。

そこで長野県発達障がいサポート・マネージャーは当事者の弟を支援する小学校関係者、当事者及び 当事者の妹を支援する中学校関係者、母親を支援する福祉機関関係者を参集し、関係者会議を開催する こととした。

当初、支援関係者は当事者やきょうだい、母親と、それぞれ個々に対応する支援会議をそれぞれの機関において開催していたが、長野県発達障がいサポート・マネージャーの介入による関係者会議の開催により、当事者、家族、関係機関のそれぞれの関係のあり方や当事者、家族を取り巻く状況について、俯瞰的に見ることができるようになった。また、関係者会議では、支援関係者間で母親の症状が悪化していること、母親の病状悪化への不安感が子どもの行動に影響していることなどを情報共有し、まずは母親を支援するという認識を共通して持つことができた。

父親は仕事中心の生活を送っており、支援への協力が得られていなかったが、長野県発達障がいサポート・マネージャーによる個別面談を通して母親の症状の深刻さを伝えるとともに、当事者およびきょうだいに対する具体的な支援策を伝えると協力が得られるようになり、母親が一人で子育ての悩みを抱え込まないよう面談や支援会議等へ両親揃って参加するようになった。

本事例における長野県発達障がいサポート・マネージャーの最大の役割は、広い視野を持って関係機関を調整したことである。この動きにより、今後は家族一人ひとりを個別に見るのではなく、俯瞰的な視点で見た包括的な支援が進むことが期待される。また、本事例をきっかけに小学校、中学校間におけるパイプができ、当事者の弟をはじめ、その他当該小学校に在学する児童が当該中学校に進学する際の円滑な支援の橋渡しも期待できる。

●事例4: 当事者の通訳の役割を担ったことで支援が進んだ事例

		性別:男性 年齢:29歳 診断名:アスペルガー症候群、統合失調症
<u> </u>	当	家族構成:両親、姉、妹
1	当事者の	幼少期から常同行動、こだわりが見られた。中学生時には不登校になり、高等学校に進学す
7	者 の	るも2年生で不登校になり、休学。その後中退し、ひきこもる。この間、統合失調症の診断を
4	青報	受ける。25歳時に突然自ら通信制高等学校に入学し、卒業するが、高卒資格取得と同時に再び
Ť	户区	ひきこもりとなり、昼夜パソコンでゲームをして過ごす。28 歳時にパソコンが故障したことを
		きっかけに部屋の外に出ることができた。その際、就労や一人暮らしの希望も口にしている。
		依 頼 者:NPO 法人(18 歳以上の若者等を対象とし、特別支援教育等を実施している)
= 1	支 援	きっかけ:当事者の住む圏域での就労につなげたいが、どうすればよいか
(\mathcal{D}	両親は、まずは通学させ、その後就労につなげたいと考えた。そこで母親が NPO 法人企画の
-	きっ	相談会に出席した。相談を受けた法人は、当事者の住む圏域外にあるため、当事者の住む圏域
	かけ	で就労につなげるためにはどのような支援を行えるか、長野県発達障がいサポート・マネージ
,		ャーへ支援依頼をした。
関係	前	NP0 法人、医療機関 2 ヶ所
機関	後	上記に加えて、圏域障がい者総合支援センター、就労継続支援B型事業所
		①アセスメント:母親から当事者がひきこもりとなった経緯や今後の当事者への要望につい
		て聞き取る。
		②相談員との連携:圏域障がい者総合支援センターの担当相談員を決定する。相談員と共に当
		事者及び家族と面談を行った後、相談員に対し当事者と両親とで面談者を
		分けることを提案する。マンパワー不足から、家族支援を長野県発達障が
		いサポート・マネージャーが担う。
		③面 談 の 継 続 : 長野県発達障がいサポート・マネージャーが両親と、相談員が当事者と面
- -	支 湲	談する形式を継続。当事者が自身の思いを相談員に伝えられない状況を見
(\mathcal{D}	て、相談員に対し、当事者との面談内容を両親には口外しないよう提言。
1 7	流 れ	④関係者会議の開催:相談員と「支援チャート」を共有する。チャートの情報を元に、相談の見
		通しを提示。
		⑤支援の橋渡し:就労支援を円滑に行うため、定期的に関わっていた NPO 法人での支援から
		圏域障がい者総合支援センターが支援の中心的役割を担うこととする。
		⑥面談形態の変更:当事者が自身の希望を相談員に伝えられるようになってきたことから、今
		後は当事者のみ面談を行うこととする。両親への支援は必要に応じて行
		う。
		面談を重ねるうちに、当事者が早く就労継続支援B型事業所の見学をしたい、体験をしたい
見淫	今 後	という希望を伝えられるようになったため、長野県発達障がいサポート・マネージャーの介入
通し	俊の	は終了。長野県発達障がいサポート・マネージャーは、当事者の「通訳者」として支援機関に
		関わることが想定される。

●事例4における考察

本事例は、長野県発達障がいサポート・マネージャーが当事者と支援関係者の間で通訳の役割を担い、 ニーズを整理したことにより、ひきこもりを繰り返していた当事者への支援が進んだものである。

当初、外出できる状態であった当事者及び両親が圏域障がい者総合支援センターへ面談に来た際、当事者の思いを全て代弁しなければならないと考える両親の思いが強く、なかなか当事者の思いが聞けない状況であった。そこで長野県発達障がいサポート・マネージャーは、相談員に対し当事者と両親とで面談者を分けることを提案した。当事者との面談は圏域障がい者総合支援センター相談員が担当し、長野県発達障がいサポート・マネージャーは両親との面談を担当することとした。また、それぞれの面談終了後に相談員と情報共有を行うという流れを繰り返した。

面談にあたっては、当事者が両親の思いを気にせず相談員と話ができるよう、両親に対して当事者と 相談者との話は詮索しない、というルールを決めた。

また、情報共有の際には、相談員が当事者から聞き取った内容を元に、長野県発達障がいサポート・マネージャーが当事者のもっている特性と、その特性ゆえに支援者に伝わりにくい当事者の考えや思いを通訳することで、より適切な当事者理解と支援に結びついた。

本事例における長野県発達障がいサポート・マネージャー介入の効果の一つとして、圏域障がい者総合支援センター相談員に対し、モデリングにより支援手法の習得を促した点が挙げられる。当事者との面談を担当した相談員は、発達障がい者への対応に不慣れであったが、そのなかで長野県発達障がいサポート・マネージャーから 0.JT を受けられた効果は大きいと考えられる。

また、長野県発達障がいサポート・マネージャーが、発達障がいの専門家として組織のバックアップをする体制を整えることにより、当事者や家族に安心感を与え、継続した来所相談につながったほか、両親が持っていた当事者の思いを代弁しなければ、という焦りを解消させることにつながった。

●事例5:身近な支援者に共通認識を持たせ、支援を進めた事例

		性別:男性 年齢:13歳 診断名:広汎性発達障害、知的障害 家族構成:両親
= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	当 事 者	日本人の父親と、外国籍の母親と3人で生活している。両親ともに就業しており、休日とな
1	者	る曜日が異なり生活リズムが揃わないことから、家庭内のコミュニケーションに課題がある状
\ \f	う情報	態。当事者は現在不登校傾向である。学校と両親との面談の中では、両親ともに当事者に対し
\$	報	進学して就労してほしいとの希望を持っているようであるが、具体的な関わりには至っていな
		い状況。
		依 頼 者 : 中学校特別支援教育コーディネーター
=	支	きっかけ:当事者と両親に対しての具体的な関わり方に対する助言がほしい。また、進路を見
Í	支援の	据えて支援機関が同じ方向性で機能できるよう、調整してほしい。
3	の き っ	秋頃より、「冬眠」と称し、中学校に登校しなくなった。当事者や両親が、将来に向けてど
	か	のような希望を持っているのか確認したいが、具体的な関わり方がわからずにいた。また、当
l	け	事者の幼少期より市町村保健師等も支援に携わってはいるが、連携がうまくいかないため調整
		役を必要としており、長野県発達障がいサポート・マネージャーへ支援依頼があった。
関	前	中学校担任、特別支援教育コーディネーター、市町村保健師、医療機関、児童相談所
係機	日川	中子仅担任、行劢又仮教自ユニティイニラニ、中門門 保健師、医療機関、児里相吸別
関	後	上記に加えて、養護学校、圏域障がい者総合支援センター
	•	①アセスメント:長野県発達障がいサポート・マネージャーが市町村保健師に同席を依頼し、
		父親、母親それぞれと面談を行い、家庭内の課題についての捉え方をアセ
		スメント。また、当事者との面談では中学校教諭が同席し、家庭内での孤
		立感、進路への不安等について話を聞き、それを両親に共通認識として持
		ってもらう。
		②関係者会議の開催:学校関係者と地域での支援担当者との打合せ会議を実施。現在の家庭内の
		状況について情報共有を図り、今後の支援方法について検討。新たに支援
Í	支 愋	に介入してもらう必要のある支援機関についても検討。
	の 流	③両親との面談:中学校にて「進路相談懇談会」という名目で両親を呼び、本人の学校での
	h	様子と家庭での様子について双方で確認。また、進路選択を含めた将来に
		亘っての支援者の必要性についても説明し、支援会議の開催を提案。
		④支援会議の開催:両親を交え、支援会議を開催。課題に応じて参集メンバーを替え、支援会
		議を定例化する。進路選択に向け、両親の協力を要請。
		⑤支援の橋渡し:長野県発達障がいサポート・マネージャーの介入により進路選択への支援
		に対する支援体制が構築されてきたことを機に、支援を市町村が中心とな
		り行っていくこととする。
		長野県発達障がいサポート・マネージャーの介入により、養育力の不十分な家庭を孤立させ
見	今	ることなく、支援者が連携した体制が整備され始めてきたため、長野県発達障がいサポート・
見通し	今後の	マネージャーとしての支援を終了とした。今後は、支援が膠着した際に適宜後方支援をしてい
	V)	くこととする。
1		· / 00

●事例5における考察

本事例は、当事者に対して教育をはじめとする特別な支援が必要な状況でありながら、両親の生活リズムの違いやコミュニケーションの問題、また養育に関して家庭外に相談する方法を知らなかったことから不適切な養育環境となり、当事者自身の二次的な問題も出始めていたケースである。

当事者は、長野県発達障がいサポート・マネージャー介入以前に不登校となり、また、両親が家を留 守にしている際に両親の金を盗むなどの行為が見られた。

長野県発達障がいサポート・マネージャーは、支援の依頼を受け、まず両親及び当事者へのアセスメントを実施した。アセスメントは市町村保健師の同席を求めて行い、当事者は母親よりも父親と過ごす時間が多いこと、その際の会話は父親から母親への一方的な悪口であること、それが当事者の意識に刷り込まれていること、将来への不安感を抱え込んでいることなどの現状を共同で整理した。

面談においては、父親、母親それぞれと話し合う中で、当事者が感じている進路への不安感や日々の 生活での孤独感などを両親に伝えることを繰り返し行った。その結果、当事者が抱えている課題を両親 の共通認識とすることができた。

また、面談や支援会議を通し、両親は複数の支援者が役割を持ち連携して当事者支援に関わることについて前向きに捉えることができ始めた。その結果、両親が当事者の希望にも目を向けられるようになり、共通認識を持ちながら中学校関係者をはじめとする支援者に協力を仰ぎ、当事者の進路選択に向けた具体的な行動を起こすことができるようになった。

長野県発達障がいサポート・マネージャーが果たした役割は、両親の気持ちを当事者に向けさせたことである。

当初、当事者に関する両親の言い分や考えはバラバラで、当事者が不登校であるという状態に具体的な行動を起こせずにいた。しかし、長野県発達障がいサポート・マネージャーが支援に入り、父親と母親の間をつなぎ、当事者の思いを共有したことで、両親の気持ちを当事者へ向かせることができた。また、そのことが後の支援会議の際にも有効に働き、当事者の進路選択に関する支援について、支援に携わる関係者が同じ方向を向いて支援にあたることができるようになった。

●事例6:連携により負担感が軽減された事例

		・足防により負担心が柱域でもに事例
		性別:男性 年齢:35歳 診断名:未診断 家族構成:両親、姉(別居)、弟(別居)
	当	2歳7か月で言葉の遅れにより小児科受診。母親の養育態度と愛着形成の問題から攻撃的な
当事者の		行動が現れていた。
(有 の	中学校で不登校になり、家庭内で暴力を振るうようになる。また、父親との確執により家出をする。
1	情報	でする。 高校に進学するも、休みがちで2年生時に中退する。その後、飲食店に勤務しては離職を繰
	112	り返し、家にひきこもるようになった。当事者の暴力及び暴言により警察が介入し、現在両親
		は避難している。
		依 頼 者:市町村保健師
1	支 援	きっかけ:サポート・マネージャーが何とか解決してくれると思った
(\mathcal{D}	両親の避難後、市町村保健師が単独で食材提供や安否確認を行っていたが、当事者から罵声
	きっ	を浴びせられるようになったことで支援継続に負担を感じ始めた。しかし、当事者支援に関し
	かけ	て一人で悩んでおり、所属部署での共有ができていなかったほか、他の関係機関と連携して支
	•	援にあたることに、事態がややこしくなるのではないかという思いから拒否感を示していた。
関係	前	市町村保健師(安否確認時のみ警察)
機関	後	上記に加え、両親、警察、精神障害者コーディネーター
		①アセスメント:当事者及び保健師に対しアセスメントを実施。成育歴や現在の生活、今ま
		での支援等を当事者・支援者両方の立場から聴取する。
		②保健師へ助言:保健師に対し、単独で支援に当たるのではなく、両親にも支援に携わっ
		てもらうため、両親を含めた関係者会議を開催するよう助言。同時に、他
		機関が担える役割の説明をし、連携するよう助言する。
		③関係者会議の開催:市町村保健師、両親、警察と長野県発達障がいサポート・マネージャーで
		支援会議を開催し、それぞれの役割分担等を明確にする。また、今後連携
-	支	すべき支援機関の確認を行う。また、その間にも保健師への助言を行う。
Í	援	④連絡会議での検討:長野県発達障がいサポート・マネージャー連絡会議で意見交換を実施。保
(の 流	健師の上司へ支援での協働を依頼することを提案される。
Ž	ħ	⑤事前打ち合わせ:精神障害者コーディネーターが今後支援の中心になるべきと判断し、関係
		者会議に参集する前に事前打ち合わせを実施。当事者への支援を依頼す
		る。
		⑥上司への協働依頼:連絡会議での提案を踏まえ、保健師の上司へ協働して当事者支援にあたる
		こと及び所属での情報共有を依頼。
		⑦保健師へ助言:保健師に対し関係機関へ支援を移行していくよう助言。関係者会議を開催
		し、今後は支援の中心を精神障害者コーディネーターが担い、当事者を医
		療受診へつなげることを提案。
	^	今後は支援の中心を精神障害者コーディネーターが担うこととし、支援に携わる者も更に拡
見通	今後	大していく。定期的に支援会議を開催するチーム支援の体制づくりを進めたところで、長野県
	\mathcal{O}	発達障がいサポート・マネージャーとしての支援は終了。

●事例6における考察

本事例は、当事者への支援を一手に担い、チーム支援を行うことに消極的であった市町村保健師に対し、長野県発達障がいサポート・マネージャーが連携の重要性を説明することで、チームでの支援が行えるようになったものである。

本事例において、当初は保健師が一人で当事者へ対応をし、支援は膠着状態であった。保健師は、他機関と関わると事態がややこしくなるのではないか、連携がうまくいかないのではないかという思いから、単独での支援が困難と感じながらも一人で抱え込んでいた。そのような保健師に対し長野県発達障がいサポート・マネージャーは、ただ他の機関に協力を依頼するのではなく、定期的に支援会議を開催し、支援の見通しを共有するなど、きちんとした連携体制を構築することで役割分担が明確になり、その結果自身の負担軽減につながるなどの連携体制構築のメリットを説明した。また、それと同時に保健師の役割は当該当事者だけを支援することではない旨を伝え、保健師としての役割を自覚させた。

助言を受け、連携が負担感の軽減につながることを認識した保健師は、他機関との連携を受け入れることができた。保健師の考えの変化により、長野県発達障がいサポート・マネージャーは両親、警察を含めた関係者会議を開催し、今後の支援の方向性の共有及び役割分担の確認をすることができた。

また、長野県発達障がいサポート・マネージャーが本事例に介入している間に開催した長野県発達障がいサポート・マネージャー連絡会議において、本事例に関する意見交換を実施した。その際、他圏域に配置されている長野県発達障がいサポート・マネージャーより、保健師の上司に対して保健師が行う支援へ協働するよう依頼することを提案された。当該提案を受け、長野県発達障がいサポート・マネージャーは保健師の上司を訪問し、協働して当事者への支援にあたること、所属での支援の情報共有を行うことを依頼した。

その後、長野県発達障がいサポート・マネージャーの助言により新たに精神障害者コーディネーターが支援に加わることとなり、支援の中心を精神障害者コーディネーターへ移行することとなった。

精神障害者コーディネーターが加わったことで、当事者の困り感に対しての相談に対応することができるようになり、その結果、当事者と精神障害者コーディネーターとで歯科受診に出かけられるようになった。新たな支援関係者との連携によるチーム支援の効果が、当事者の外出を促すという形で早速出始めている。今後は、精神障害者コーディネーターが同行し、医療機関受診につなげることを目標としている。

また、保健師にとっては、物理的にも精神的にも負担感が減ることとなった。今回の事例でチーム支援の重要性を実感したため、今後同様の事例があった際にも、単独で抱え込むことなく連携できることが見込まれる。

●事例7:見通しを示すことで支援者が前向きになった事例

世別: 男性 年齢: 13 歳 診断名:自閉症スペクトラム障害 家族構成:祖父母			
中学校に進学してからは、人学式に来て以来一度も登校していない。ひきこもりとなってからは、昼夜オンラインゲームをして過ごしている。ゲームに没頭できる生活を送っているため、現状に困り感や不満はない。			性別:男性 年齢:13歳 診断名:自閉症スペクトラム障害 家族構成:祖父母
中学校に進学してからは、人学式に来て以来一度も登校していない。ひきこもりとなってからは、昼夜オンラインゲームをして過ごしている。ゲームに没頭できる生活を送っているため、現状に困り感や不満はない。	の 情		小学校低学年時に実母の自殺に立ち会う。その後顕著な落ち込みは見られなかったが、小学
中学校に進学してからは、人学式に来て以来一度も登校していない。ひきこもりとなってからは、昼夜オンラインゲームをして過ごしている。ゲームに没頭できる生活を送っているため、現状に困り感や不満はない。			6年生の秋より不登校となり、以降自室にひきこもる。
報 らは、昼夜オンラインゲームをして過ごしている。ゲームに没頭できる生活を送っているため、現状に困り感や不満はない。 依頼者: 中学校学級担任 きっかけ: 祖父母との連携・協力体制をどう構築したらよいか。当事者へのアプローチ方法は。 当事者の状況を心配した祖父が毎日担任を訪ねて相談し、担任が家庭訪問を行っていた。祖父母はどのように当事者に関わればよいかわからず困惑し、日々不安な気持ちで過ごしていた。中学校側は小学校からの引継が不十分であったこともあり、当事者に関する情報不足から介入のきっかけが掴めずに躊躇していた。 前 祖父母、中学校校長、教頭、担任、相談室担当教諭、特別支援教育コーディネーター 上記に加え、中学校養護教諭、市町村教育委員会不登校担当主事、県教育事務所スクールソーシャルワーカー、市町村マルチメディアセンター、岩者サポートステーション所長、医療機関医療ソーシャルワーカー ①アセスメント・長野県発達除が、サポート・マネージャーが依頼者同席のもと祖父母へのアセスメントを行う。当事者の成育歴や現在の生活スタイルを確認する。②手一ムの組織:当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強みから、連携すべき関係機関を確認。支援チームを組織する。 ③関係者会議の開催:支援関係者を拡大して参集する。現在の生活に至った原因や背景の分析を協働で行い、当事者への理解を共有する。 ④支援会議の開催: 祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。 ⑤チーム支援の開始: 担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャルワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化: 祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。支援の方向性が固まったところで、長野県発達降がいサポート・マネージャーはオブザーバ			中学校に進学してからは、入学式に来て以来一度も登校していない。ひきこもりとなってか
を 技			らは、昼夜オンラインゲームをして過ごしている。ゲームに没頭できる生活を送っているため、
支援ののきつっかけ、組欠母との連携・協力体制をどう構築したらよいか。当事者へのアプローチ方法は、 当事者の状況を心配した祖父が毎日担任を訪ねて相談し、担任が家庭訪問を行っていた。祖 父母はどのように当事者に関わればよいかわからず困惑し、日々不安な気持ちで過ごしていた。中学校側は小学校からの引継が不十分であったこともあり、当事者に関する情報不足から 介入のきっかけが掴めずに躊躇していた。 祖父母、中学校校長、教頭、担任、相談室担当教論、特別支援教育コーディネーター 上記に加え、中学校養護教論、市町村教育委員会不登校担当主事、 県教育事務所スクールソーシャルワーカー、市町村マルチメディアセンター、 岩者サポートステーション所長、医療機関医療ソーシャルワーカー ①アセスメント 長野県発達障がいサポート・マネージャーが依頼者同席のもと祖父母への アセスメントを行う。当事者の成青歴や現在の生活スタイルを確認する。 ②チームの組織・当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強み から、連携すべき関係機関を確認、支援チームを組織する。 ③関係者会議の開催:技援関係者を拡大して参集する。現在の生活に至った原因や背景の分析を 協働で行い、当事者への理解を共有する。 ④支援会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に 介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。 ⑤チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教論、スクールソーシャル ワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議におい て次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			現状に困り感や不満はない。
当事者の状況を心配した祖父が毎日担任を訪ねて相談し、担任が家庭訪問を行っていた。祖 父母はどのように当事者に関わればよいかわからず困惑し、日々不安な気持ちで過ごしていた。中学校側は小学校からの引継が不十分であったこともあり、当事者に関する情報不足から介入のきっかけが掴めずに躊躇していた。 祖父母、中学校核長、教頭、担任、相談室担当教諭、特別支援教育コーディネーター上記に加え、中学校養護教諭、市町村教育委員会不登校担当主事、県教育事務所スクールソーシャルワーカー、市町村マルチメディアセンター、若者サポートステーション所長、医療機関医療ソーシャルワーカー ①アセスメントを行う。当事者の成育歴や現在の生活スタイルを確認する。②チームの組織:当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強みから、連携すべき関係機関を確認。支援チームを組織する。③関係者会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。③チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャルワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサボート・マネージャーはオブザーバ			依 賴 者 : 中学校学級担任
当事者の状況を心配した祖父が毎日担任を訪ねて相談し、担任が家庭訪問を行っていた。祖 父母はどのように当事者に関わればよいかわからず困惑し、日々不安な気持ちで過ごしていた。中学校側は小学校からの引継が不十分であったこともあり、当事者に関する情報不足から介入のきっかけが掴めずに躊躇していた。 祖父母、中学校核長、教頭、担任、相談室担当教諭、特別支援教育コーディネーター上記に加え、中学校養護教諭、市町村教育委員会不登校担当主事、県教育事務所スクールソーシャルワーカー、市町村マルチメディアセンター、若者サポートステーション所長、医療機関医療ソーシャルワーカー ①アセスメントを行う。当事者の成育歴や現在の生活スタイルを確認する。②チームの組織:当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強みから、連携すべき関係機関を確認。支援チームを組織する。③関係者会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。③チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャルワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサボート・マネージャーはオブザーバ	= {	支 爰	きっかけ:祖父母との連携・協力体制をどう構築したらよいか。当事者へのアプローチ方法は。
つかけ た。中学校側は小学校からの引継が不十分であったこともあり、当事者に関する情報不足から 介入のきっかけが掴めずに躊躇していた。 関係	のきっか		当事者の状況を心配した祖父が毎日担任を訪ねて相談し、担任が家庭訪問を行っていた。祖
た。中学校側は小学校からの引継か木十分であったこともあり、当事者に関する情報不足から 介入のきっかけが掴めずに躊躇していた。 祖父母、中学校校長、教頭、担任、相談室担当教諭、特別支援教育コーディネーター 上記に加え、中学校養護教諭、市町村教育委員会不登校担当主事、 果教育事務所スクールソーシャルワーカー、市町村マルチメディアセンター、 若者サポートステーション所長、医療機関医療ソーシャルワーカー ①アセスメント:長野県発達障がいサポート・マネージャーが依頼者同席のもと祖父母への アセスメントを行う。当事者の成育歴や現在の生活スタイルを確認する。 ②チームの組織:当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強み から、連携すべき関係機関を確認。支援チームを組織する。 ③関係者会議の開催:支援関係者を拡大して参集する。現在の生活に至った原因や背景の分析を 協働で行い、当事者への理解を共有する。 ④支援会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に 介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。 ③チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャル ワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			父母はどのように当事者に関わればよいかわからず困惑し、日々不安な気持ちで過ごしてい
一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様 一様			た。中学校側は小学校からの引継が不十分であったこともあり、当事者に関する情報不足から
関係機関 上記に加え、中学校養護教諭、市町村教育委員会不登校担当主事、 県教育事務所スクールソーシャルワーカー、市町村マルチメディアセンター、 若者サポートステーション所長、医療機関医療ソーシャルワーカー ①アセスメント:長野県発達障がいサポート・マネージャーが依頼者同席のもと祖父母へのアセスメントを行う。当事者の成育歴や現在の生活スタイルを確認する。②チームの組織:当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強みから、連携すべき関係機関を確認。支援チームを組織する。③関係者会議の開催:支援関係者を拡大して参集する。現在の生活に至った原因や背景の分析を協働で行い、当事者への理解を共有する。 ④支援会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。 ⑤チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャルワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			介入のきっかけが掴めずに躊躇していた。
機関 後 県教育事務所スクールソーシャルワーカー、市町村マルチメディアセンター、		前	祖父母、中学校校長、教頭、担任、相談室担当教諭、特別支援教育コーディネーター
関 後	係		上記に加え、中学校養護教諭、市町村教育委員会不登校担当主事、
①アセスメント:長野県発達障がいサポート・マネージャーが依頼者同席のもと祖父母へのアセスメントを行う。当事者の成育歴や現在の生活スタイルを確認する。②チームの組織:当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強みから、連携すべき関係機関を確認。支援チームを組織する。③関係者会議の開催:支援関係者を拡大して参集する。現在の生活に至った原因や背景の分析を協働で行い、当事者への理解を共有する。 ④支援会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。 ⑤チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャルワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ	機関	後	県教育事務所スクールソーシャルワーカー、市町村マルチメディアセンター、
アセスメントを行う。当事者の成育歴や現在の生活スタイルを確認する。 ②チームの組織:当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強みから、連携すべき関係機関を確認。支援チームを組織する。 ③関係者会議の開催:支援関係者を拡大して参集する。現在の生活に至った原因や背景の分析を協働で行い、当事者への理解を共有する。 ④支援会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。 ⑤チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャルワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			若者サポートステーション所長、医療機関医療ソーシャルワーカー
②チームの組織:当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強みから、連携すべき関係機関を確認。支援チームを組織する。 ③関係者会議の開催:支援関係者を拡大して参集する。現在の生活に至った原因や背景の分析を協働で行い、当事者への理解を共有する。 ④支援会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。 ⑤チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャルワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ		ı	①アセスメント:長野県発達障がいサポート・マネージャーが依頼者同席のもと祖父母への
大きりである。 では、			アセスメントを行う。当事者の成育歴や現在の生活スタイルを確認する。
③関係者会議の開催:支援関係者を拡大して参集する。現在の生活に至った原因や背景の分析を協働で行い、当事者への理解を共有する。 ④支援会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。 ⑤チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教論、スクールソーシャルワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			②チームの組織:当事者の生活スタイルや特性、パソコンに関する技術力の高さという強み
支援の流れ			から、連携すべき関係機関を確認。支援チームを組織する。
の流れ			③関係者会議の開催:支援関係者を拡大して参集する。現在の生活に至った原因や背景の分析を
の流れ	=	支	協働で行い、当事者への理解を共有する。
が入するかを話し合い、関係者全員で共連認識を持つ。 ⑤チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャルワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ	(カ	④支援会議の開催:祖父母を囲み支援会議を開催。どのような手段と役割分担により当事者に
③チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャル ワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメディアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			介入するかを話し合い、関係者全員で共通認識を持つ。
イアセンターに協力を依頼。 ⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			⑤チーム支援の開始:担任が単独で行っていた家庭訪問に相談室担当教諭、スクールソーシャル
(⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			ワーカーが同行。パソコンに関する強みを生かすため、市町村マルチメデ
有と対応の検討を継続。 当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			ィアセンターに協力を依頼。
当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議において次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続けていく。			⑥支援会議の定例化:祖父母も含めた支援会議を月1回開催することとし、支援の進捗状況の共
見 今 通 後 し の			有と対応の検討を継続。
見 分 通 後 ていく。 し の 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ	見通		当事者に対し効果的な支援ができているとはまだ言えない状況であるため、支援会議におい
し の 支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			て次の目標を設定し、当事者にとっても支援関係者にとっても無理のないペースで支援を続け
支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ			ていく。
ーとしての役割に徹することとする。			支援の方向性が固まったところで、長野県発達障がいサポート・マネージャーはオブザーバ
			ーとしての役割に徹することとする。

●事例7における考察

本事例は、当事者の家族、所属の支援関係者共に現状を改善しようと思っていたものの、具体的な支援方法がわからず、それぞれの関係者が孤立していたものである。

祖父母へのアセスメントを実施した長野県発達障がいサポート・マネージャーは、まずは祖父母が前向きな気持ちになれることを目指すこととし、支援者に対して祖父母の気持ちを理解することから支援を始めるよう伝えた。支援者が祖父母に向けて「お二人こそ支援チームの重要メンバーです」というメッセージを発信し続け、孤立感を失くし、安心感を持ってもらう工夫をした。

また、長野県発達障がいサポート・マネージャーは、当事者の強みを生かすため、市町村のマルチメディアセンターで行われているパソコン教室に参加させることを提案。それを受け、担任が行う家庭訪問にスクールソーシャルワーカーや相談室担当教諭が同行し、当事者をパソコン教室へ誘うことができた。だが、何回か通った後、やや過剰な目標設定が当事者の負担となり、結果的にはマルチメディアセンターの利用を中断することとなった。

しかし、この間担任を中心に祖父母も含めた支援会議を月1回開催し、支援状況の共有と対応の検討を継続した。また、医療機関へ受診する際には、担任やスクールソーシャルワーカーが同行することとし、主治医、臨床心理士、医療ソーシャルワーカーとも連携を深める工夫をした。

その後、若者サポートステーションへ協力を依頼し、家庭訪問へ同行してもらうこととした。パソコン検定受験を目標に設定し、放課後中学校へ呼び出すことができた。同時に、若者サポートステーションへも祖父母同伴で通い始めることとなった。

本事例において長野県発達障がいサポート・マネージャーが果たした役割は2つある。

一つ目は、当事者の強みを生かすという視点から支援機関の拡大をしたことである。アセスメントによりパソコンをキーワードに支援するという道筋が見えたため、担任や祖父母のみが支援を行っていた段階では連携先とは考えていなかった学校外の機関との連携を行うことができた。これは、事例を俯瞰的に捉えて支援を行う長野県発達障がいサポート・マネージャー介入の大きな意義であった。

二つ目は、支援関係者を前向きな気持ちにさせたことである。当事者はこれまで2回しか中学校に登校できておらず、学校への復帰までにはほど遠い状況であるが、担任がストレスを一人で抱え込まないような空気づくりを長野県発達障がいサポート・マネージャーがしたことにより、支援チームに信頼を寄せることができた。さらに、担任が当事者や祖父母に熱意を持って働きかけを行う姿に他の支援者も感化され、常時連絡を取り情報共有ができる体制を構築することができた。そうした結果、支援チームの結束が深まり、祖父母の学校に対する信頼感の増加につながるというよい影響をもたらすこととなった。こうした周囲の支援関係者のよい雰囲気が当事者にどのような影響を与えられているかは不明ではあるが、担任や祖父母が孤立せず前向きに過ごせるようになった点は、長野県発達障がいサポート・マネージャー介入の大きな成果であったと考えられる。

●事例8:支援者のモデリングの参考となった事例

2	当	性別:男性 年齢:30代 診断名:広汎性発達障害 家族構成:両親
当事者の情報		大学卒業後就職するも、人間関係がうまくいかず離職し、以後約5年間ひきこもりとなる。
		その間家族との折り合いも悪くなり、精神的にも追い詰められていた。当事者がたまたま発達
		障がいの特集番組を見て、自ら医療機関を受診し、診断される。当事者、家族共に障がい受容
		ができず、対応に苦慮している。
		依 頼 者 : 圏域障がい者総合支援センター相談員
1	支 援	きっかけ:成人の発達障がい者への対応に苦慮しているので、道筋をつけてほしい
(のき	当事者は今後どのように生きていけばよいか、就職はどうすればよいか等について様々な関
きっ		係機関に相談するも、相談先の機関では成人の発達障がい者への対応が困難であり、どの機関
	かけ	においても当事者への十分な対応ができない状況であった。依頼者である相談員も対応に苦慮
,	. ,	し、依頼が入った。
関	前	圏域障がい者総合支援センター相談員
係機	Hil	図域性//*V 14 № ロ 又16 ピンク 11 収負
関	後	上記に加えて、長野障害者職業センター職員、就労移行支援事業所職員
		①アセスメント:長野県発達障がいサポート・マネージャーと相談者との信頼関係づくりを
		実施。また、それと同時に当事者本人への障がい理解を2か月程度かけて
		行い、当事者にとっての自己理解への第一歩とする。
		②当事者の意向確認:圏域障がい者総合支援センター相談員と共に当事者と面談し、当事者の今
		後の生活への意向を確認。今後は就労支援を行っていくこととする。
		③家族への説明:父親が当事者が非就労であることを毎日叱責するため、当事者に対し長野
		障害者職業センターの利用を勧める。しかし、父親が「障がい者」の名称
-	\$	に不満を持ち、利用を拒否したため、長野県発達障がいサポート・マネー
	支援の	ジャーが当該センターの職員に同席を依頼し、父親への説得を行う。
ì	の 流	④他機関との連携: 当事者の就労に向けた第2段階目の自己理解に資するため、長野県発達障
Ž	h	がいサポート・マネージャーの指示をうけた相談員が当該センターでの実
		習の調整を行い、3か月間泊まり込みで実習ができることとなる。
		⑤家族への説明:実習終了後、就労移行支援事業所への通所を当事者と家族に提案する。父
		親が一般就労にこだわり猛反対したため、相談員及び長野障害者職業セン
		ター職員に同席を依頼し、父親の説得にあたる。
		⑥チームの組織:福祉サービスを利用するにあたり、就労移行支援事業所職員を中心とした
		支援チームを組織する。支援会議を定例化しながらチーム支援の体制を確
		立し、フォローを継続する。
		長野県発達障がいサポート・マネージャーによる継続的な介入は、支援チームを組織した時
見通		点で終了していたが、新たな支援チームによるフォローの結果、当事者は一般就労することが
		できた。
	0)	くさん。 今後は必要に応じて支援チームが支援を行っていく。
		J 収は心女に心しし入扱!

●事例8における考察

本事例は対象となる当事者が成人であり、当事者の要望に対応できる支援機関がなかったことから、 長野県発達障がいサポート・マネージャーが一旦支援の中心的役割を担ったものである。

依頼者である圏域障がい者総合支援センター相談員は、本事例のような成人の発達障がい者支援は初めてのケースであり、どのような機関と連携すればよいか、どのような支援を行えば当事者の要望を引き出せるのか等、対応に苦慮していた。そのため、長野県発達障がいサポート・マネージャーに支援依頼をすることとなった。

支援依頼を受けた長野県発達障がいサポート・マネージャーは、これから一緒に支援を行っていく相談員との信頼関係づくりを開始した。同時に当事者に対しては、自身の特性をより理解し、自身が希望する生き方ができるようにするため、広汎性発達障害の特性等をマンツーマンで説明し、障がい理解を促した。なお、その際には相談員に同席を求め、障がい理解、当事者の特性の理解が進むよう工夫をしている。

その後、長野県発達障がいサポート・マネージャーは、長野障害者職業センターで実施されている職業準備支援プログラムの受講を当事者へ勧めることとした。プログラムの受講を通し、当事者の障がい理解を更に深めることができた。当事者が就労にむけての自身の希望を自身で伝えられるようになったことを確認した後、就労移行支援事業所へ支援の橋渡しを行い、就労移行支援事業所職員を中心とした支援チームを組織することで、支援の中心的役割を担ってもらうこととした。就労移行支援事業所でのチーム支援が進んだ結果、一般就労へ結びつけることができた。

本事例において長野県発達障がいサポート・マネージャーが果たした役割は大きく2つある。

一つ目は、両親への障がい受容を含めた説得である。特に父親は当事者が発達障がいの診断を受けたことを受け入れられず、「障がい」とつく支援機関等との連携を拒否していた。しかし、長野県発達障がいサポート・マネージャーが単独で説得にあたるのではなく、必要に応じて他機関の職員にも同席してもらうことで、連携しようとする支援機関の特徴やメリットを時間をかけて理解してもらうことに成功した。圏域障がい者総合支援センター相談員は成人の発達障がい者支援に携わるのが初めてであったことから、長野県発達障がいサポート・マネージャーに支援を依頼せず単独で支援を行っていたとすると、当事者との面談は進んでも、両親への障がい受容への働きかけができなかったことが考えられる。本事例は両親の障がい受容が就労への大きな壁であったことから、そういった意味で、本事例において長野県発達障がいサポート・マネージャーが介入した意義は大きい。

二つ目は、支援関係者へのモデリングである。他機関との交渉の際には圏域障がい者総合支援センター相談員にも関わってもらうことで、長野県発達障がいサポート・マネージャーの支援手法を習得させた。その結果、本事例以降、当該相談員は同様の事例があった際に長野県発達障がいサポート・マネージャーの支援がなくても対応できるようになった。圏域障がい者総合支援センターにおいて成人の発達障がい者の就労支援ができるようになったということは、圏域にとって非常に大きなメリットとなった。

3 地域における支援関係者の連携の仕組みづくり

長野県内の発達障がい者支援における課題の一つに、組織的な対応が十分でないことが挙げられる。 例えば、支援関係機関において発達障がいに関する理解が不足していたり、支援手法を限られた支援 者だけしか知らなかったり、単独の対応のみで他の支援関係機関と十分に連携して支援に当たる体制 が築けていなかったりするなどである。

そういった場合に、長野県発達障がいサポート・マネージャーが組織的に不足した部分を整理した 上で、支援者の対応力向上に繋がる調整・助言を行った。

それと同時に、日頃から支援関係者による情報交換等が行える体制を整備し、地域における支援関係者間の連携の仕組みづくりを促進している。

平成26年度に長野県発達障がいサポート・マネージャーが構築した連携体制の分野は大きくわけて3つであった。次項より、事例を記載する。

3-1 教育と福祉との連携

●事例1:特別支援教育コーディネーター連絡会と自立支援協議会就労支援部会との連携

	高等学校特別支援教育コーディネーター	技術専門校
	県教育事務所特別支援教育推進員	就業・生活支援センター
連携・関係機関	養護学校	障がい者相談支援センター
	公共職業安定所	就労移行支援事業所
	県保健福祉事務所福祉課	県地方事務所商工観光課
開催頻度	年1、2回	
仕組みの	障がい者の就労を支援する自立支援協議会就労支援部会と高等学校特別支援教育	
仕組みの役割・機能	コーディネーター連絡会とが連携することで、高等学校卒業を控えた生徒の一般就	
1文計	労及び福祉就労を円滑にする。	

長野県発達障がいサポート・マネージャーが、地区高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会に 圏域の自立支援協議会就労支援部会構成員と共に出席。特別支援教育コーディネーター連絡会構成員に 今後の地域での連携体制づくりへの協力を依頼した。これにより、高等学校側が生徒の卒業後の進路に ついてどの機関のどの担当者と連絡を取ればよいのか把握することができるようになった。今後はこの 連携をきっかけとし、担当者レベルのみならず組織間での連携体制の構築が期待される。

●事例2:自立支援協議会への教育関係者の参加

連携・関係機関	圏域自立支援協議会	圏域自立支援協議会発達専門部会		
理伤 · 倒休機関	市教育委員会教育長	地域校長会長		
開催頻度	年3回			
	福祉施策を協議する自立支援協議会に教育関係者が参加することにより、放課後			
仕組みの	等デイサービスや居宅支援、長期休業中の	の預かり事業、ショートステイ等の障がい		
役割・機能	福祉サービスに関わる計画相談の流れと教育現場における「個別の指導計画」との			
	密接な連携を進めるためのきっかけとする)。		

自立支援協議会の発達専門部会長と協働し、圏域内市町村教育委員会及び圏域内地区校長会に働きかけ、市教育委員会教育長と圏域校長会両名の協議会への参加を実現した。

現在圏域内では、乳幼児期より福祉サービスを受けながら就学する児童生徒が就学相談委員会の時期を迎えた際、学校関係者との調整の過程で福祉サービスに関する情報共有が抜け落ちてしまい、支援が中断されてしまう事例が散見されているが、本事例の連携が進むことで、現状の改善が期待できる。

更には、就学後の児童生徒への支援体制を継続的に維持するために、特別支援教育関係者の福祉サービスの仕組みや流れに関する理解が進むことが見込まれる。

●事例3:高等学校との教育連携会議の立ち上げ

	高等学校教育コーディネーター	障がい者総合支援センター所長	
連携・関係機関	高等学校 学年主任、進路担当	就労・生活支援センター就業ワーカー	
	養護学校 教育相談専任	市町村家庭児童相談員、保健師等	
開催頻度	開催頻度 2,3か月に1回		
	発達障がいの生徒、発達障がいが疑われる生徒が中学校から高等学校へ進学する		
仕組みの	際、通常の引継のみでは情報共有という同	面において不十分であるため、各学校や市	
役割・機能	町村、障がい者総合支援センターなど、	当事者が中学校卒業時までに関わりのあっ	
	た関係機関が円滑に連携できるよう定期的に会議を開催する。		

長野県発達障がいサポート・マネージャーが、定期的な会議の1回目を設定するまでの打合せを主導した。発達障がいの生徒、疑われる生徒への支援にあたり、当事者に関する幼稚園・保育園からの正確な情報や、保護者が当事者の特性や周りに相談することの必要性を理解しているかなどの情報を支援関係者間で共有することができると、家族の状況や当事者への理解が進み、当事者への支援の目標が明確になることが期待される。

また、教育機関及び福祉機関の支援関係者との顔の見えるチーム支援のネットワークづくりにより、 当事者や保護者へのアプローチ方法を共有することができ、今後は卒業後の分野を超えた連携体制の構 築ができることが期待される。

●事例1、2、3における考察

事例1、2及び3は、教育と福祉との連携体制の構築事例である。

長野県発達障がいサポート・マネージャーは、幼稚園・保育園から小学校に進学する際、義務教育卒業時の進路選択の際、高等学校から就労へ進む際など、当事者のライフステージに変化がある際に、支援関係者間の連携不足により当事者に対する支援の情報が途切れていたり、相談先の担当者が不明であったりする状況を課題と認識し、連携体制づくりを促進する働きかけを行った。

長野県ではこれまで教育関係機関と福祉関係機関との連携が十分に取れているとは言えない状況であったが、長野県発達障がいサポート・マネージャーが両者の橋渡しをすることにより、機関の長レベル、組織レベル、担当者レベル等、圏域によってレベルは異なるが連携体制が徐々に構築されてきていることがわかった。今後、更に幅広いレベルでの連携体制の構築が期待される。

また、教育関係機関と福祉関係機関とは、全く文化の異なる機関であり、それぞれの機関に所属する 支援関係者同士を橋渡しすることは、長野県発達障がいサポート・マネージャーならではの役割である。

3-2 医療と福祉との連携

●事例4:病院における成人期外来の開設

連携・関係機関	県内総合病院		
開催頻度	月1回、午後		
	18 歳以降であり、知的障害を伴わない自閉症スペクトラム障害の当事者、未診断		
仕組みの	又は幼少期に医療機関にかかったものの継続しなかった当事者を対象とし、就労支		
役割・機能	援を目的とした継続的な医療のサポートを精神科医が行う。		
1文引 7	受診枠が少ないため、受診にあたっての調整は長野県発達障がいサポート・マネ		
	ージャーが行う。		

長野県発達障がいサポート・マネージャーが長野県内の総合病院に勤務する精神科医に働きかけ、毎月1回、成人期外来の枠を確保した。これにより、未診断の当事者を長野県発達障がいサポート・マネージャーが医療機関に繋ぐこととなり、その後の福祉関係機関でのサポート体制も円滑に整備することができる。

今後発達障がいサポート・マネージャーが同様の働きかけを他の病院でも行っていくことにより、発達障がい診療のできる医療機関との連携を拡大していく。

●事例5:療育支援チーム「テルマエ会」の設立

 連携・関係機関	圏域総合病院	圏域障がい者総合支援センター		
建扬。	市町村保健師			
開催頻度	回、同行面談を 50 回程度			
	長野県発達障がいサポート・マネージ	ャーと療育コーディネーターとが連携し、		
	圏域の障がい者総合支援センター職員も参加した療育支援チーム「テルマエ会」を			
	立ち上げた。			
仕組みの	また、テルマエ会メンバーで発達が気になる児を対象とした「あそびのひろば」			
	を企画し、保護者への案内を市町村保健師が担うことで、市町村との連携も進めて			
役割・機能	いる。			
	更に、テルマエ会立ち上げと同時に、『	以前は療育コーディネーターが単独で行っ		
	ていた圏域内の保育園・幼稚園、小学校記	訪問に、長野県発達障がいサポート・マネ		
	ージャーの同行を開始し、福祉サービス <i>の</i>)利用に円滑につなげられる体制を整えた。		

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置以前は、総合病院と障がい者総合支援センターとの連携が取りづらい状況であった。平成26年度より長野県発達障がいサポート・マネージャーを配置し、以前より圏域の総合病院に配置されていた療育コーディネーターと連携し、更に圏域の障がい者総合支援センター職員も参加した「テルマエ会」を立ち上げることで、医療と福祉と日頃からの円滑な連携体制を整備した。

*テルマエ会:圏域障がい者総合支援センター内に温泉施設を併設していることから命名

●事例4、5における考察

事例4、5のような医療と福祉の間での仕組みづくりに至った要因は、日頃から長野県発達障がいサポート・マネージャーが医療機関関係者と意見交換・情報交換を行い、圏域の課題に対して共通の認識を持っていたことであると考えられる。

また、事例4に関して、現在はまだ長野県発達障がいサポート・マネージャーが受診につなげた当事者が就労に結びついた事例はないが、同圏域では後述の事例6のとおり就労をテーマとした勉強会を開催していることから、今後医療機関受診後に円滑に就労支援に結びつくことが期待される。

事例 5 に関しては、平成 26 年度より長野県発達障がいサポート・マネージャーが配置された圏域の事例であるが、長野県発達障がいサポート・マネージャーの配置を契機に立ち上げが行われたものである。 元々圏域で活動していた支援関係者だけでは事例のようなチームの設立を行えなかったことから、圏域に総合的な支援や橋渡しを行う役割を担う長野県発達障がいサポート・マネージャーが配置されたことは大きな意義があったと考えられる。

3-3 多分野間での連携

●事例6:就労ネット(発達障がいの勉強会)

	1 - 1		
	就労継続支援 B 型事業所	就労移行事業所	
連携・関係機関	高等学校	障がい者総合支援センター	
	大学医学部附属病院		
開催頻度	毎月第3火曜日の午後7時から		
仕組みの	事務局を長野県発達障がいサポート・マネージャーが所属する障がい者総合支援		
役割・機能	センターが担い、インフォーマルな自主勉強会を実施。スーバーバイザーとして、		
1文刊 * 機能	精神科医の参加を要請した。		

長野県発達障がいサポート・マネージャーが事例を提供し、就労をテーマとした3回シリーズの事例 検討会を主催。

就労をテーマとした事例検討会の実施は圏域で初の試みであり、就労という視点で各支援関係機関が 連携することで、就労を希望する当事者の受け入れ先の拡大が期待できる。

また、様々な職種の関係者が発達障がい支援の視点を持って研修を受けることで、各機関における支援の質の向上を図ることができる。

今後、より多くの教育関係機関の参集が課題である。

●事例7:長野圏域つながる連絡会

連携・関係機関	小児科医	特別支援教育関係者	
建烷 * 関係機関	福祉関係者	行政関係者	
開催頻度	年2回(圏域全体では年6回)		
	フォーマルな連携体制を構築するための	のインフォーマルな情報・意見交換会とし	
仕組みの 役割・機能	て「つながる連絡会」を立ち上げた。		
	圏域内において、フォーマルな形での連携体制の構築の必要性は支援関係者の間		
(文部) (茂肥	で共通認識としてあり、そのための取組も始まっているが、本連絡会はその連携を		
	確実に進めていくための土壌づくりという	位置づけである。	

長野県発達障がいサポート・マネージャーが平成25年度に本連絡会立ち上げの呼びかけを行った。平成25年度においては連絡会の主催、関係者の招集及び当日の進行を長野県発達障がいサポート・マネージャーが行っていたが、平成26年度には事務局を参加者に務めてもらうなど、より連絡会に深く携わってもらうよう工夫をしている。

現段階では、フォーマルな会議等で医療、保健、福祉、教育等が同じ立ち位置で一堂に会する機会がないため、本連絡会が、それぞれの分野の役割や課題等を他分野の支援関係者が知ることができるよい機会となっている。今後は、連絡会の開催により発達障がいに対する各分野の共通理解を進めていくことが期待される。

●事例6、7における考察

事例 6、7は、圏域内で就労支援への理解を深めることや、発達障がいに対する各分野の共通理解を深めることを目的とし、勉強会や連絡会を組織したものである。長野県発達障がいサポート・マネージャーが日頃から関わっている様々な分野の関係者に働きかけたことにより事例に記載する仕組みづくりに至った。

仕組みづくりを行った契機としては、既存の会議等では機能が不足していたこと、長野県発達障がい サポート・マネージャーが必要性を感じた機能が元々圏域になかったことが挙げられる。長野県発達障 がいサポート・マネージャーの広い人脈を生かして、日頃支援を行っている関係者や、日頃から情報交 換・意見交換を行っている関係者等を参集し、勉強会、連絡会を開催することができた。

4 アンケート調査

4-1 アンケート調査の実施

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置初年度となった平成25年度においては、長野県発達障がいサポート・マネージャーの事業評価について、検証を行わなかった。配置2年目となった平成26年度には、長野県発達障がいサポート・マネージャーが直接的及び間接的に支援を行った支援関係者、当事者及びその家族に対し、アンケート調査を実施するとともに長野県発達障がいサポート・マネージャーにもアンケート調査を実施し、長野県発達障がいサポート・マネージャーの事業評価を行うこととした。

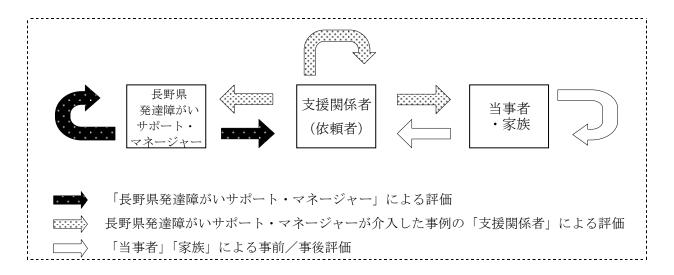
4-2 調査方法

アンケート調査は、項目については後述の企画・推進委員会で検討し、取りまとめを発達障害者支援マネージャーが行った。アンケート調査方法や質問紙は以下及び資料編37ページのとおり。

(1)調査対象

本調査は、長野県発達障がいサポート・マネージャーが個別支援事例に介入した場合において、長野県発達障がいサポート・マネージャー、支援関係者及び当事者・家族に対して実施した。

なお、調査対象が当事者・家族であるもののみ、長野県発達障がいサポート・マネージャー が介入する前と、介入した後の2つの時点での回答を求めることとした。



(2)調査期間及び回収方法

本調査は、平成26年10月15日から平成27年2月20日の間に実施し、原則郵送により発達障害者支援マネージャーの所属する長野県発達障がい者支援センター(長野県精神保健福祉センターに併設)へ回答を求めた。

(3) 質問紙の構成

ア 長野県発達障がいサポート・マネージャーを対象とする質問紙の構成

①長野県発達障がいサポート・マネージャーへの期待

支援関係者が長野県発達障がいサポート・マネージャーに期待していたことについて、「技 術的な援助・助言/連携の調整・橋渡し/問題の整理・改善/その他」より回答を求めた(複 数回答可)。

②長野県発達障がいサポート・マネージャー介入による効果

支援関係者への技術的な援助、支援機関同士の連携の調整等、長野県発達障がいサポート・マネージャーが介入することにより期待される効果等を 17 の項目にし、「そう思う、やや思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない」の5件法により回答を求めた。 例として、設問の一部を以下に記載する。

- 1. わたしは、支援者に必要な知識や情報を与えた。
- 3. 支援者は、発達障がいの特性だけでなく、当事者・家族、関係機関のそれぞれの関係の あり方や当事者・家族をとりまく状況や状態について、より目を向けることができた。
- 6. 支援者は、他機関と連携しやすくなった。
- 11. 支援者は、今回の事例の支援について、以前より前向きになれた。

③事例への関わり方

個別支援事例において、何が支援を行き詰らせていたか、長野県発達障がいサポート・マネージャーが介入したことにより、個別支援事例にどのような変化をもたらしたか等について、自由記述式で回答を求めた。

④支援にあたって工夫した点

個別支援事例において、支援者の支援や連携を調整するにあたり、長野県発達障がいサポート・マネージャーとして工夫したことについて、自由記述式で回答を求めた。

⑤個別支援事例における自身の満足度

支援に携わった個別支援事例において、支援に対する自信の満足度について、10 段階での評価を求めた。

⑥その他

自由記述欄を設け、意見・感想を求めた。

イ 支援関係者を対象とする質問紙の構成

①長野県発達障がいサポート・マネージャーへの期待

長野県発達障がいサポート・マネージャーに期待していたことについて、「技術的な援助・助言/連携の調整・橋渡し/問題の整理・改善/その他」より回答を求めた(複数回答可)。

②長野県発達障がいサポート・マネージャー介入による効果

支援関係者への技術的な援助、支援機関同士の連携の調整等、長野県発達障がいサポート・マネージャーが介入することにより期待される効果等を 17 の項目にし、「そう思う、やや思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない」の 5 件法により回答を求めた。なお、17 の項目は、長野県発達障がいサポート・マネージャーへの質問紙と突合するため、質問内容がリンクするような構成とした。

例として、設問の一部を以下に記載する。

- 1. サポマネは、あなたに必要な知識や情報を与えた。
- 3. あなたは、発達障がいの特性だけでなく、当事者・家族、関係機関のそれぞれの関係の あり方や当事者・家族をとりまく状況や状態について、より目を向けることができた。
- 6. あなたは、他機関とより連携しやすくなった。
- 11. あなたは、今回の事例の支援について、以前より前向きになれた。

③利用するサービス、相談機関等の変化

長野県発達障がいサポート・マネージャー介入前と後での当事者が利用するサービスや相談する機関等の変化について、自由記述式で回答を求めた。

④事例の状況

支援関係者が関わっている事例に関しての、長野県発達障がいサポート・マネージャー介 入前における問題、長野県発達障がいサポート・マネージャーの介入方法等について、自由 記述式で回答を求めた。

⑤長野県発達障がいサポート・マネージャー介入の満足度

支援関係者が関わっている事例に長野県発達障がいサポート・マネージャーが介入したことの満足度について、10段階での評価を求めた。

⑥その他

自由記述欄を設け、意見・感想を求めた。

ウ 当事者、家族を対象とする質問紙の構成

①当事者、家族の現在の状況

長野県発達障がいサポート・マネージャーが個別支援事例に介入する前 (pre) と後 (post) で当事者又は家族の状況にどのような変化が見られたかを比較をするため、当事者、家族の現在の状況を尋ねる項目について、「そう思う、やや思う、どちらともいえない、あまり思わない、思わない」の5件法による回答を求めた。なお、回答を求める項目数は、pre は7項目、post は9項目とした。

②当事者、家族の現在の生活の満足度

当事者、家族の現在の生活の満足度について、10段階での評価を求めた。

(4) 回答数

本調査において得られた回答数は以下のとおり。

- ア 長野県発達障がいサポート・マネージャー 36
- イ 支援関係者 76 (保健4、福祉36、医療6、教育17、その他13)
- ウ 当事者、家族 31 (pre17、post14)

4-3 調査結果及び考察

(1) 長野県発達障がいサポート・マネージャー介入の満足度

長野県発達障がいサポート・マネージャーが介入したことについての満足度($1\sim10$)は、支援関係者には概ね「満足」の評価を得られた反面、長野県発達障がいサポート・マネージャー自身の評価では事例によってばらつきがあった。

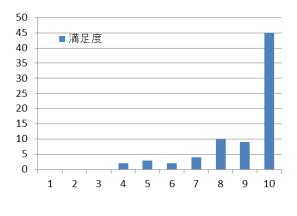


図1 支援関係者の満足度

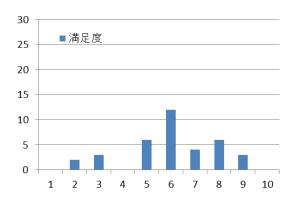


図2 長野県発達障がいサポート・マネージャーの満足度

(2) 長野県発達障がいサポート・マネージャーに期待していたこと

「技術的な援助・助言」「連携の調整・橋渡し」「問題の整理・改善」と、長野県発達障がいサポート・マネージャーに求められる幅広い支援要請があった。特に「技術的な援助・助言」は、長野県発達障がいサポート・マネージャーよりも支援関係者の方が意識している傾向にあるようだが(図3)、支援関係者の属性でばらつきが大きかった(図4)。「教育」は期待する内容が全般的に高かった。

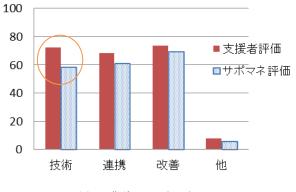


図3 期待していたこと

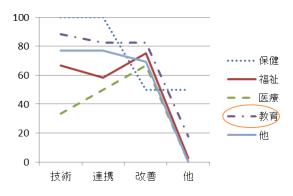


図4 期待していたこと(支援関係者属性別)

(3) 長野県発達障がいサポート・マネージャーが介入したことによる評価

5件法による回答の平均は、概ね「やや思う」の4前後で評価が高かった。その中でも「4. 今後同様の事例があった場合、あなた(支援者)はサポマネなしでも支援できる力がついた」「9. 今後同様の事例があった場合、あなた(支援者)はサポマネなしでも今回関わった機関と適切に連携できそうである」「15. 当事者・家族の負担感は軽減された」は、支援者、長野県発達障がいサポート・マネージャー評価ともやや低い値であった(図5)。

単回あるいは短い期間の介入で、支援者が支援スキルや連携のノウハウが得られたり、当事者・家族の負担感が軽減されることは難しいため、それが数値に表れたと思われるが、平均は3以上でありプラスの評価が得られていた。

また支援者の属性別では、他分野に比べて「教育」において「7. あなたは、他機関の状況や役割を、より理解できるようになった」「8. 多機関との連携が、当事者・家族の問題の軽減に役立つことが理解できた」等の"連携"に関する項目がいずれも高く、これまでと比べて他機関とうまく連携でき、また支援が良い方向へ向いたといえる。

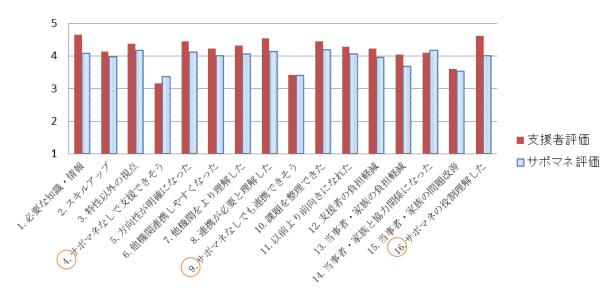
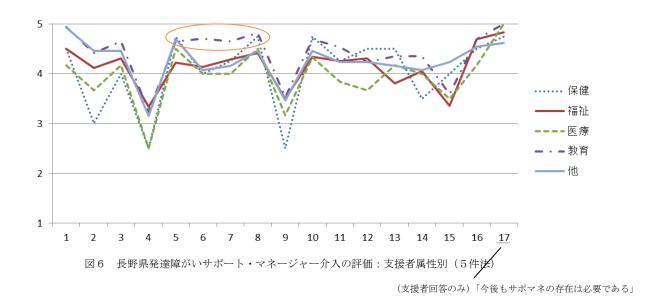


図5 長野県発達障がいサポート・マネージャー介入の評価 (5件法)



(4) 当事者・家族による評価

長野県発達障がいサポート・マネージャーの介入時 (pre) と終結時 (あるいは平成 27 年 1 月の調査基準日現在) (post) の両方に回答をいただいた 10 名の評価の平均値をグラフ化した。

「5. 今抱えている問題は、私への負担感が大きい」が下がり、それ以外の肯定的な評価の全てにおいて高くなっていた。

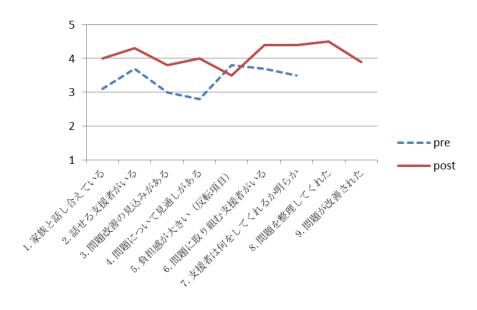


図7 介入前後の当事者・家族評価 (5件法)

(5) 自由記述

自由記述においても、支援者、当事者・家族から概ね高評価を得ていた。

支援者からは、「支援会議において、方向性をわかりやすく端的に示していただけた」「当事者・家族への関わり方が勉強になった」「スピード感のある対応で、問題の複雑化が予防できました」「自閉症スペクトラム障害の特性への対応を考えるようになった」「地域で欠かせない存在になっている」「今後も事業を継続して欲しい」等、"総合的な助言"や"連携の橋渡し"等の長野県発達障がいサポート・マネージャーの役割を実感し、継続を希望する声が多数あった。また、「『一人で抱え込まないでください。先生のせいではない』といった言葉をかけていただき、自分の力不足を責めていた私はとても楽になった。救われた思いです」「まだまだ自信はないが、今回の連携はこれからの支援の力になった」「サポマネがいることの安心感は大きい」等、配置・介入によって支援者の負担感が軽減され、今後の前向きな支援を期待できるような感想もあった。

一方で、「圏域に一人ということで、日程調整が難しく、相談が先になってしまった」「圏域に一人だけでは負担感が大きいのではないか」「人数をもっと増やして欲しい」という記述も少なくなかった。

当事者・家族からは、「話を聞いていただけて心が穏やかになった」「各地域にいるのはありがたい」「負担は大きいかもしれないが、長期的に一緒にわが子を見守って欲しい」等、支援の中で直接関わったことについての肯定的な感想が多かった。

5 まとめ

本編では、支援手法①である特定の当事者を対象とした個別支援事例への介入や支援手法②である 地域における支援関係者の連携の仕組みづくりについて事例を提示し、介入、仕組みづくり等の支援 に至った背景や支援の効果について考察を行った。

まとめとして、長野県発達障がいサポート・マネージャーによる個別支援事例への介入については、 支援関係者では対応が困難であった事例がよい方向に動き出しただけでなく、長野県発達障がいサポート・マネージャーが外部機関との連携を行ったことで、支援依頼元である支援関係者の連携に対する意識の変化や支援体制の強化が見られ、他の支援困難事例への対応方法にも変化が出始めることとなった。

連携体制の構築は、日頃から長野県発達障がいサポート・マネージャーが連携先の機関と情報交換を実施してきたため、行えたものである。会議等の正式な場ではなく会議終了後の挨拶や立ち話などの機会を捉え、情報交換や意見交換を行ってきたことで、圏域に不足している機能や支援関係者に不足している技能等の確認・把握ができ、それを補うための活動へと結びついた。

平成26年度の長野県発達障がいサポート・マネージャーの活動実績から、第2編で挙げていた以下の期待される効果について、達成できたと考えられる。

期待される効果

継続してチーム支援を受けることによる、孤立しがちな当事者の生活の 安定化

長野県発達障がいサポート・マネージャーが困難事例に関わり、支援者 相互の役割分担が明確化されることによる、有機的な連携体制の実現

チーム支援を経験した支援者が、課題を抱えた当事者への具体的なアプローチの方策を蓄積することにより、他の事例に対しても前向きになる

平成27年度からは県内全ての圏域への配置が完了したため、更に多くの支援事例を通じて、引き続き、より効率的な支援手法としての確立を目指し、改良を加えながら事業の仕組みを作っていく。

第5編 企画・推進委員会の実施状況

1 企画・推進委員会の組織

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業を実施するにあたり、平成25年度に引き続き企画・推進委員会を組織し、事業の実施状況の確認・進捗管理、支援手法の開発、成果事例調査等を実施することとした。

企画・推進委員会の構成は平成25年度と同様とし、以下のとおりである。

企画·推進委員会委員構成

	氏名	所属(役職)
委員長	福岡寿	社会福祉法人高水福祉会常務理事
委員	藤森 克之	藤森小児科医院 院長
同	花石 多希子	子どもの発達が気になる親の会「こもれび」代表(自閉症、LD、ADHD)
同	阿部 優美子	長野チャイルド・ドリーム代表 (ADHD)
同	富沢 文子	須坂市健康づくり課母子支援係長
同	西沢 浩美	長野工業高等学校教諭
同	中坪 成海	長野県教育委員会事務局特別支援教育課長
同	岸田 守	長野県健康福祉部障がい者支援課長
同	塚田 昌大	長野県健康福祉部保健・疾病対策課長

2 開催状況

企画・推進委員会の開催状況は以下のとおりである。

<第1回>

開催日時:平成26年9月18日(木)18時~20時

検討内容:・平成26年度の委員会の検討方針について確認。

- ・平成26年度の長野県発達障がいサポート・マネージャーの活動状況について発達障害者 支援マネージャーから報告し、意見交換。
- ・平成26年度に実施する長野県発達障がいサポート・マネージャー養成研修及びフォローアップ研修のカリキュラムについて検討。
- ・平成25年度に開発した支援フローに基づき支援チャートを開発・試行し、委員会で効果の分析をすることを確認。
- ・長野県発達障がいサポート・マネージャー配置による事業効果を測るためにアンケート 調査をし、委員会で分析をすることを確認。

<第2回>

開催日時: 平成 26 年 11 月 4 日 (火) 17 時~19 時

検討内容:・平成26年度の長野県発達障がいサポート・マネージャーの活動状況について発達障害者 支援マネージャーから報告し、意見交換。

- ・支援チャートを提示し、試行を開始する旨確認。
- ・事業評価のためのアンケート様式案を発達障害者支援マネージャーより提示し、内容について検討。
- ・平成26年度発達障害者支援開発事業中間報告書記載内容を確認。

<第3回>

開催日時: 平成 27 年 1 月 20 日 (火) 18 時~20 時

検討内容:・平成26年度の長野県発達障がいサポート・マネージャーの活動状況について発達障害者 支援マネージャーから報告し、意見交換。

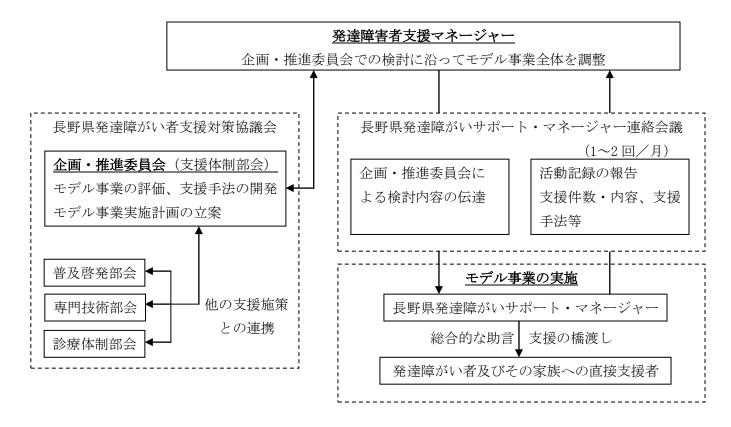
- ・事業評価のためのアンケートのとりまとめ結果について発達障害者支援マネージャーから報告し、長野県発達障がいサポート・マネージャーに求められる役割、配置の効果等について分析。
- ・長野県発達障がいサポート・マネージャーによる地域での連携体制づくりについて意見 交換。
- ・平成26年度発達障害者支援開発事業に係る成果物記載内容について意見交換。

3 発達障害者支援マネージャーの関わり

長野県発達障がい者支援センターの職員2名(社会福祉士、心理士)を発達障害者支援マネージャーとして選任し、事業の進行管理及び事業全体の調整を行った。

また、発達障害者支援マネージャーが、長野県発達障がいサポート・マネージャーから活動状況の報告を受ける「長野県発達障がいサポート・マネージャー連絡会議」を13回開催し、事業を進める上での課題を抽出し、支援の方向性を行った。会議においては、長野県発達障がいサポート・マネージャーが、それぞれ実施した支援内容について意見交換を行い、お互いの支援手法の向上を図った。

~ 支援手法の開発体制図 ~



第6編 成果の公表実績・計画

現在、実施事業について長野県公式ウェブサイトへ掲載し、情報発信をしている。

平成25年度に作成した成果物については、長野県発達障がいサポート・マネージャーに配布したほか、 長野県発達障がい者支援対策協議会の会員、県庁内関係課に配布し、事業及び支援手法の周知を図った。 平成26年度の活動に係る本成果物についても、同様に関係機関に配布する予定である。

また、実施事業について、発達障害者支援マネージャーが所属する発達障がい者支援センター(精神保健福祉センター)ホームページに掲載したほか、発達障害者支援センター関東ブロック連絡会(平成26年10月31日~11月1日)において、長野県発達障がいサポート・マネージャーの事業実績について紹介した。

資料編

長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業 実施要綱

1. 目的

この要綱は、発達障がい者及びその家族が年代や分野を超えて一貫した支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、全年代、全分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有した専門家が各分野の専門家と連携、協力して、発達障がい者に直接関わっている支援者等に対して、総合的な助言や必要な支援への橋渡しを行う体制を整備する事業を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

2. 実施主体

この事業は、長野県(以下「県」という。)が実施する。 県は、この事業のうち一部を他の機関、団体等に委託して実施することができる。

3. 定義

- (1) この要綱において「発達障がいサポート・マネージャー」とは、全年代、全分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有し、各分野の発達障がいサポート・アドバイザーと連携、協力して、発達障がい者に直接関わっている支援者に対して総合的な助言及び必要な支援への橋渡し等を行う者で、県が開催する発達障がいサポート・マネージャー養成研修を修了し、県から発達障がいサポート・マネージャーとしての認定を受けた者を言う。
- (2) この要綱において「発達障がいサポート・アドバイザー」とは、保健、医療、 福祉、教育、就労等の各分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有し、 発達障がいサポート・マネージャーの活動に協力する者で、発達障がいサポート・マネジャーの推薦により県から発達障がいサポート・アドバイザーとして の協力依頼を受けた者をいう。

4. 事業内容

(1) 発達障がいサポート・マネージャー養成研修(以下「養成研修」という。)

ア. 受講者

養成研修の受講者は、次の2つの条件をいずれも満たす者とする。

- ①活動を予定している地域の自立支援協議会から養成研修受講の承認を受けて いること。
- ②発達障がいサポート・マネージャーとして2年以上にわたって活動できること。

イ.内容・時間

研修内容は、発達障がいサポート・マネージャーの活動を行うために必要な知識と技術に関する講義及び実習とし、研修時間は概ね12日間(講義4日、現地実習6日、演習2日)とする。なお、受講者の知識及び経験に応じて研修内容を追加する。

ウ. 費用

受講者の参加は無料とし、研修会の開催に要する経費は県が負担する。なお、受講に必要な交通費は、受講者の負担とする。

工. 認定審査

県発達障害者支援対策協議会は、養成研修を修了した者を対象に面接を行い、 以下の基準を満たしているかどうかを審査する。

- ①全年代、全分野にわたって発達障がい者を支援するために必要な制度や施策、 支援技術、関係機関に関する情報等の知識を有している。
- ②各分野の発達障がいサポート・アドバイザー及び発達障がい者に直接関わって いる支援者と円滑に連携、協力する資質を有している。
- ③支援が困難な発達障がい者への支援等において関係機関及び支援関係者と連携、協力して、支援計画の作成を通して、総合的な助言や必要な支援への橋渡し等の活動を行う能力を有している。

才. 認定

県は、エ. の認定審査基準を満たしている者を発達障がいサポート・マネージャーとして認定する。

(2) 発達障がいサポート・マネージャー

ア.配置

発達障がいサポート・マネージャーを原則として各圏域1名以上配置する。 配置は、障害者総合支援センターを担う社会福祉法人等の団体への委託により 行うことができる。

イ. 配置期間

配置は、2年間とする。ただし更新を妨げない。

ウ. 活動の端緒

発達障がいサポート・マネージャーは、以下の者からの相談や協力依頼等に応じる。

- ①行政機関の従事者(保健師、保育士、その他行政機関に勤務する者)
- ②教育機関の従事者(教師等)
- ③医療機関の従事者(医師、看護師等)
- ④児童福祉、障がい福祉、就労支援等の支援機関の従事者
- ⑤その他、発達障がい者支援に関わっている者 なお、発達障がいサポート・マネージャーは、発達障がい者及びその家族から 直接相談を受けた場合、まず身近な相談機関に相談するよう助言する。

工. 活動内容

発達障がいサポート・マネージャーは、電話、面接、支援会議への参加等を通じて総合的な助言や必要な支援への橋渡し等の活動を行う。

また、必要に応じて、各分野の発達障がいサポート・アドバイザー及び発達障がい者に直接関わっている支援者と円滑に連携、協力する。

才. 活動報告

発達障がいサポート・マネージャーは、年間の活動実績を別紙様式により保健・疾病対策課に報告する。

カ. 費用

発達障がいサポート・マネージャーにかかる経費については県が負担する。

(3) 発達障がいサポート・アドバイザー

ア. 協力の依頼

県は、発達障がいサポート・マネジャーから発達障がいサポート・アドバイザーの推薦を受け、発達障がい者支援の知識及び経験を有していると認められる場合には、当該者に対して発達障がいサポート・アドバイザーとしての協力を依頼する。

イ. 名簿の提供

県が新たに協力依頼を行った発達障がいサポート・アドバイザーについては、 地域自立支援協議会にその名簿を提供する。

ウ. 協力期間

協力の期間は、協力依頼の時点から当該年度末までとする。ただし、更新を妨げない。

工. 活動

発達障がいサポート・マネージャーからの依頼を受け、発達障がい者支援に関する自らの知識及び経験をもとに、発達障がい者に直接関わっている支援者の活動を支援する。

才.費用

発達障がいサポート・アドバイザーの活動にかかる交通費は、県が発達障がい サポート・マネージャーの配置を委託する社会福祉法人等を通して支払う。

附則 この要綱は平成24年11月26日より適用する。

この要綱は平成26年3月11日より適用する。

この要綱は平成26年4月1日より適用する。

平成26年度 長野県発達障がいサポート・マネージャー養成研修 実施要領

1 趣旨

発達障がい者に対して提供されている全年代、全分野の支援に関する知識を備え、関係分野の 支援者との連絡体制を常に確保できる専門家を養成するため、長野県発達障がいサポート・マネ ージャー整備事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。) 4 (1) に基づき、本研修を実施する。

2 主催

長野県発達障がい者支援センター(長野県精神保健福祉センター)

3 対象

圏域の自立支援協議会から推薦され、県の受講決定を受けた者とする。

4 定員 2名

5 期日・会場(別紙1)

講義・実習(現地研修・演習)を合わせて概ね12日間とする。

このうち現地研修(別紙2)は、受講決定後に受講者が「地域資源総括表」(様式1)を埋めるために必要となる施設を訪問することとする。訪問が必要な機関を「現地研修候補機関リスト」(別表)から選択し、「現地研修申請用紙」(様式2)にて申請した後、訪問先を決定する。

6 研修概要

長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業実施要綱の4『事業内容』エ「認定審査」の審査を受けるために必要となる知識、技術に関する講習及び実習(現地研修・演習)とする。 具体的には、審査①に関する知識・技術は講義+現地研修、審査②に関する知識・技術は実習(現地研修)、③に関する知識、技術は実習(演習)において習得する。

研修カリキュラム全日程を修了した者を対象に、発達障がい者支援対策協議会(以下協議会) 委員のうち選任された者が面接を行い、審査①~③について総合的に評価し協議会全体に報告する。(様式3)

7 修了証の発行

規定の研修カリキュラム全日程に参加した受講者には、発達障がい者支援センターが修了証を 発行する。(様式 4)

8 費用

受講者の参加費は無料、交通費は受講者の負担とする。

■問合せ先

長野県発達障がい者支援センター(長野県精神保健福祉センター)

TEL: 026-227-1810 FAX: 026-227-1170

E-mail: withyou-r@pref.nagano.lg.jp 担当:小坂 山口

平成 26 年度 発達障がいサポート・マネージャー養成研修 プログラム

日程	内容	会場
[講義] H26年 12月2日(火) 10:00~14:00	1 ガイダンス・長野県発達障がいサポート・マネージャーについて・関係制度(関係法規、国の施策、県の事業)・県の施策(発達障害者支援のあり方検討会、発達障がい者支援対策協議会、長野県障害者プラン2012、特別支援教育推進計画等)	県庁西庁舎 303 号
[演習] H27 年 1 月 26 日 (月) 10:00~15:30	2 発達障がいサポート・マネージャーとしての視点 ・事例を元に、必要な連携機関の把握、関係機関や諸団体の役割に応じ たアプローチ、個別支援計画への適切なアドバイスについて意見交換	県庁西庁舎 107号
[講義] H27年 1月27日(火) 10:00~15:40	3 県全体普及ツールの概要把握 ・アセスメント(M-CHAT、PARS-TR、ウェクスラー式知能検査等) ・情報共有ツール(ICF ベース) ・発達障がいサポート・マネージャー実践報告	松本合同庁 舎 健康教 育室
[講義·演習] H26年12月~ H27年2月 (内2日間)	4・5 ①「ライフステージに応じた LD 支援と連携」(平成 27 年 1 月 8 日) ②「早期発見・早期支援研修会 応用編」(平成 27 年 1 月 30 日) ③「発達障がい実践報告会」(平成 26 年 12 月 18 日)	①総クター 会をを 会を できる できる できる できる できる できる できる できる できる できる
[現地研修] H26 年 12 月~ H27 年 2 月 (内 6 日間)	6~11 実習(現地研修) 「地域資源総括表」を埋めるために必要となる施設を訪問する。 ・医療:発達障がい診療県中核病院、発達障がい診療地域連携病院 ・教育:小学校(発達障がい支援モデル校)、通級指導教室、教育委員会(地元)、特別支援教育コーディネーター連絡会(地元)、大学等・福祉:児童相談所、保健福祉事務所、児童自立支援施設等・労働:公共職業安定所、長野障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、技術専門校、長野労働局等・権利擁護:消費生活センター、長野県社会福祉協議会等・行政:社会保険事務局、市町村(地元)等・その他:公共交通機関等	
[演習] H27 年 2 月 (未定)	12 まとめ ・試験・地域分析と行動計画 ・面接	県庁

平成26年度発達障がいサポート・マネージャー養成研修 現地研修について

1 現地研修の目的

長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業実施要綱の4『事業内容』エ「認定審査」 にある、下記の2点に関する知識を得るために本研修を実施する。

- ① 全年代、全分野にわたって支援するための関係機関に関する知識。
- ② 発達障がい者支援に直接関わっている支援者と円滑に連携、協力するための知識。

2 研修の方法

下記の手順により、現地研修を実施する。

- ① 受講者は、『地域資源総括表』(様式 1) を用いて、関係各機関の業務・役割、対象者、連携・協力のための方法に関する自身の現在の知識を記入する。
- ② 受講者は、①と『現地研修候補機関リスト』(別表)により、更に情報収集が必要になる関係機関を把握するため、『現地研修申請用紙』(様式2)に訪問の希望順位、訪問希望日程を記入し、発達障がい者支援センターに提出する。
- ③ 発達障害者支援センターは、②を受け取り次第、訪問希望のある関係機関と連絡調整を行い、 結果を受講者に回答する。
- ④ 受講者は、現地訪問を行った後、様式1に把握した情報を追記し、発達障がい者支援センターに提出する。

3 経費

現地研修先までの交通費は受講者の負担とする。現地研修を行った機関に対する経費は発達障害者支援センターが負担する。

『現地研修申請用紙』提出期限 平成 26 年 12 月 15 日 (月) 『地域資源総括表』 提出期限 平成 27 年 2 月 9 日 (月)

≪提出先≫ 長野県発達障がい者支援センター (長野県精神保健福祉センター)

TEL 026-227-1810 FAX 026-227-1170

E-mail: withyou-r@pref. nagano. lg. jp 担当 小坂勇太 山口博幸

平成 26 年度 長野県発達障がいサポート・マネージャー養成研修 ー現地研修申請用紙ー

現地研修では、連携のために必要な長野県の各機関に関する情報を『現地資源総括表』にまとめるにあたり、さらに詳しく情報収集が必要な機関への訪問を実施します。

別表『現地研修候補機関リスト』を参考に、次の内容を記入のうえ下記連絡先までE-mail にてお知らせください。受講者の希望先が揃ったところで、研修担当が調整させていただきます。

調整の関係で希望の機関に訪問できない場合があります。

申込み締め切り 12月 15日(月)

促出有人有	
-------	--

■(選択) ※特に希望の高いものを記入してください。

希望順位	機関/会議名	希望順位	機関/会議名
1		6	
2		7	
3		8	
4		9	
5		1 0	

※事前にお聞きしたご予定をもとに調整させていただきます。変更があった場合は、ご連絡ください。

<申請先>長野県発達障がい者支援センター(長野県精神保健福祉センター)

担当:小坂 山口

FAX: 026-227-1170 E-mail: withyou-r@pref.nagano.lg.jp

平成 26 年度 長野県発達障がいサポート・マネージャー養成研修 現地研修候補機関リスト

領域		機関	機能・役割	研修目的	所在地
		こころの医療センター 駒ヶ根			駒 ヶ 根市
	中核的	こども病院			安曇野市
	病院	信州大学医学部附属病院 ・小児科 ・子どものこころ診療部			松本市
		佐久総合病院			佐久
医療		信州上田医療センター	医学的・心理学的判定を受 けることができる医療機関	早期に医学的・心理学的判定 を受けることができる仕組	上小
卢 凉		長野市民病院	発達障害診療	み、県内の発達障害診療の取 組み・実態を把握する。	長野
	連	北信総合病院			北信
	連携病院	県立木曽病院			木曽
	院	中信松本病院			松本
		信濃医療福祉センター			諏訪
		伊那中央病院			上伊那
		飯田市立病院			飯田
		小学校・中学校・高等学 校	ユニバーサルデザイン化、 校内体制の工夫等に取り組 んでいる学校	ユニバーサルデザイン化・校内体制の工夫への取組の実際を把握するとともに、学校に入り協働する上での配慮点等を理解する。	各地
		通級指導教室設置校	通常の学級での学習におおむな参加でき、一部特別な支援が必要な子どもの学びの場	通常の学級を基盤としながら、一部学級外で特別な支援 を必要とする子どもの学び の場である通級指導教室の 取組みの実際を把握する。	各地
教育		特別支援学校	学習上、生活上困難を有す る生徒の特別なニーズに応 える教育を行う	発達障害児の教育の実態や 教育支援の状況を知るとと もに、地域の特別支援教育の センター的な役割について 知る。	各圏域他
		市町村教育委員会	就学相談等を通じて発達障 害児(生徒)の教育を支援 する	市町村教育委員会の就学相 談のシステムの把握、課題の 把握を目的とする。(委員会 への参加でなく、委員との懇 談による)	市町村
		特別支援教育コーディネ ーター連絡会		特別支援教育コーディネ ーターの役割、取組みを知 る。	各地

領域	機関/会議	機能・役割	研修目的	所在地
領域	児童発達支援センター	専門的な早期支援の場とし て、身近な地域で療育を行 う	早期支援の場としての役割・機能を把握し、連携の基礎とする。	各地
	児童相談所	児童に関する様々な問題について相談に応じる機関療育手帳の交付(18歳以上については知的障害者更生相談所として交付する)	発達障害児の家族支援の取組み・一時保護・相談支援の実態を把握する。 児童虐待への対応を知り適切に連携する。 (一時保護は、長野市にある中央児相と松本児相で実施)	長野市 松本久市 諏 田市
	保健福祉事務所(市保健所)	精神保健福祉相談 思春期精神保健相談 訪問/通報・入院/ 広汎性発達障害者デイケア	地域における精神保健福祉 行政の中心的な実施機関で ある保健所の役割・取組み状 況・実態の把握を目的とし、 必要に応じて連携を図るた め。	10 圏域 長野市
	波田学院	児童福祉法に基づく児童自 立支援施設(地元学校の分 室・分校あり)	児童自立支援施設における 発達障害児の実態、支援の取 組みを把握する。 学校分野との連携を知る。	松本市
福祉	松本あさひ学園	児童福祉法に基づく情緒障 害児短期治療施設(地元学 校の分校あり)	情緒障害児短期治療施設に おける発達障害児の実態、支 援の取組みを把握する。 学校分野との連携を知る。	松本市
	信濃学園	知的障害児施設/在宅障害 児への療育支援 (地元養護学校の分室あ り)	利用している児童の実態、支援の取り組み、教育との連携を把握する。 自立支援学校分野との連携を知る。	松本市
	西駒郷/あおぞら/白樺 の家/親愛の里 (1カ所以上を選択する)	自閉症・強度行動障害他、 入所施設/障害者支援施設	自閉症支援に実績のある施設における利用者の実態と、 その取組みを把握する。	駒ヶ根市 宮田村 飯綱町 池田町 松川町
	障がい者総合支援センタ -	圏域において核となり、相 談支援を行う機関	圏域支援の核となるセンターであり、取組みの状況・実態を知ることで、必要な機関との連携を図る目的とする。	10 圏域・ 他 サ テ ラ イト
	グループホーム	生活上の困難を抱えた人た ちが専門スタッフ等の支援 を受けながら地域で生活す る場	発達障がい者が、グループホームでどのような支援を受けて生活しているかという 実態を知り、連携方法を探る。	全域
	就労移行支援施設	一般就労希望者に就労に必要な知識、能力の向上の機会を提供する	就労移行支援の実態と、支援 の内容を知ることで適切に 利用できること。	全域

領域	機関	機能・役割	研修目的	所在地
	公共職業安定所	発達障がいの特性に応じた 適切な就労の場につなげら	就労支援の中心的役割を担う 各機関について知る。	長野市 松本市 上田市 伊那市 他 各地
	長野障害者職業センター	れるよう支援する機関	合放 けいて知る。	長野市
	障害者就業・生活支援セン ター			各圏域
労働	生活・就労支援センター (まいさぽ)	生活や就労などで困難を抱 える方の総合的な支援を行 う	信州パーソナル・サポート・ モデル事業における生活困窮 者等への支援について知る。	上田、伊那、 飯田、松本、 大町、長野
	地域若者サポート・ステーション	働くことについて悩みを抱える 15 歳~39 歳までの若者の多様な就労支援を行う	若者の就労を支援する機関の 実情を知り適切に連携する。	長野市 上田市 塩尻市
	技術専門校	就労に必要な専門的知識・ 技術を習得するための訓練 を提供	長野・松本・伊那・佐久においては「障害者民間活用委託 訓練」「特別支援学校早期訓練」など行われており、そうした障害者職業訓練、技術的職業訓練の実施状況を知る。	長野市 松本市 他、7か所
	長野労働局	労働に関する総合的な相談	長野県内の就労に関する支援 の取組みを知る。	長野市
	消費生活センター	消費生活に関する業務を担 当する部局	消費者犯罪等により被害を受けた場合に適切に解決する方法を知る。	長野、松本上田、飯田
権利擁護	長野県社会福祉協議会 (生活支援グループ)	社会福祉協議会 権利擁護のために必要な支援	権利擁護のための支援に必要 な手続きを知る。 日常生活自立支援事業、 成年後見移行支援事業	長野市

領域	機関	機能・役割	研修目的	所在地
	年金事務所 (街角の年金相談センタ 一)	年金等に関する担当	年金等について、相談する際 の担当者とつながりをもつ。	長野 長野・長野 ・ 野・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
行政	市町村	発達障害についての一番身 近な相談や各種申請の窓口	各市町村の状況と、適切なつなぎ方を知る ○福祉担当課療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・各種手当等の申請の受付、障害者自立支援法にける障害福祉サービスの利用調整や決定 ○保険担当課/保健センター育児相談や心身の健康についての相談	
	家族の会	障害児を育てる家族同士の 情報交換、研修、交流	障害児を育てる家族の生活、 思いを知る。	各地
その他	動物愛護センター	動物とのふれあい体験、社 会福祉施設等への訪問活動 等	教室以外の場所などで過ご す子どもたちの利用状況(動 物たちとのふれあい等の取 組み)を知る。	小諸市

※「機能・役割」:特に発達障がいサポート・マネージャーが利用できるもの 「研修目的」:連携にあたって、発達障がいサポート・マネージャーが把握しておくべき内容

平成 26 年度発達障がいサポート・マネージャー養成研修 総合評価

総合評価

A · B · C

圏域名	氏名

認定基準	現地研修	演習	面接	試験
	(6箇所)	(日程)	(日程)	(日程)
①全年代、全分野にわた	【センター】	【センター】	【評価者a】	【センター】
│ │って発達障がい者を支	 地域資源総括表の整	適切な機関を召		正答率
援するために必要な制	理が適切にできたか	集することがで	可・保留・不可	18/20 以上
度、支援技術、関係機関	埋が週別にてきたが	乗りることがで きたか	【評価者 b】	
に関する情報等の知識		5/2//3	可・保留・不可	
を有している。	A:できている	A : 期待できる	【評価者 c】	. ++ >//- > > +- >
で有している。	B:充分できていない	B:研修が必要	可・保留・不可	A : 基準を満た した
	C:期待できない	C:期待できない	【評価者 d】	B:基準以下
			可・保留・不可	
②各分野の発達障がい	【実習先】	【センター】	【評価者 a】	
サポート・アドバイザ—	連携する上で問題は	助言者と適切に	可・保留・不可	
及び発達障がい者に直	ないか	関わることがで	【評価者 b】	
接関わっている支援者		きたか	可・保留・不可	
と円滑に連携、協力する			【評価者 c】	
資質を有している。	A:問題なし	A:期待できる	可・保留・不可	
	B:問題あり	B:研修が必要	【評価者 d】	
		C:期待できない	可・保留・不可	
③支援が困難な発達障		【センター】	【評価者 a】	
がい者への支援等にお		適切な支援計画	可・保留・不可	
いて関係機関及び支援		を立てることが	【評価者 b】	
関係者と連携、協力し		できたか	可・保留・不可	
て、支援計画の作成を通			【評価者 c】	
して総合的な助言や支		A:期待できる	可・保留・不可	
援への橋渡し等の活動		B:研修が必要	【評価者 d】	
を行う能力を有してい		C:期待できない	可・保留・不可	
る。				

(様式4)

修了証書

○○ ○○ 様

あなたは、平成26年度 長野県発達障がいサポート・マネージャー養成研修において、規定の内容を受講し修了されたことを証します。

平成〇年〇月〇日

長野県発達障がい者支援センター (長野県精神保健福祉センター)

所長 小泉 典章

① <u>依頼者</u> :	【各関係者に関する備考】(役割や限界、これまでの対応)
依頼者のお困り	本人…
	家族…
	\mathbf{A}
	B···

D... C...



② それぞれのニーズ

サポマネに依頼するまでの経緯

	何に困っているか(緊急度や重要度は?) また、どうなって欲しいか具体的に(そのメリット・デメリットは?)
本人	
家族	父… 母… 他…
機関A	
機関B	
機関C	



③ どんなことを目標にやってきたか

優先順位

•

()

() •_

今後どれに取り組んでいくか。そのゴールは

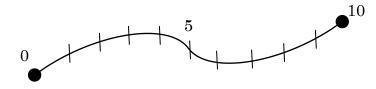


[

]について

]を目標に取り組む

、決めたゴールを「10」とすると、今私たちはどこにいるか

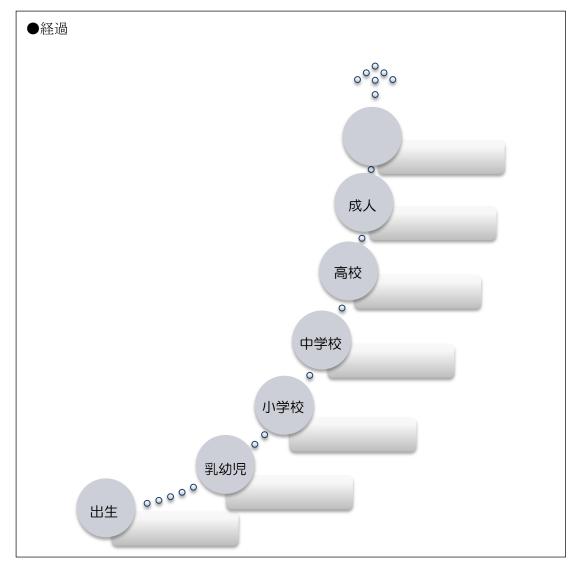


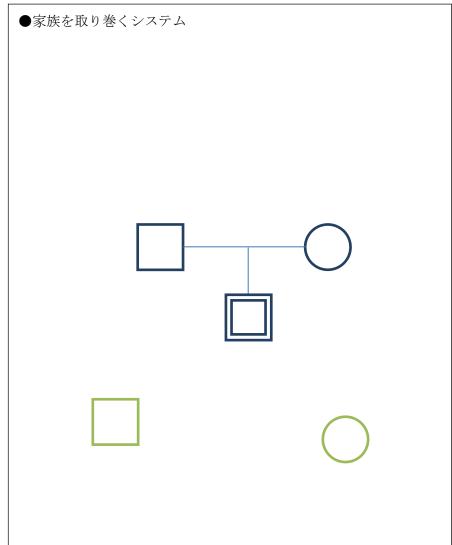
- ゴールに向かうのを阻むことは何か
- どうすればゴールに近づけるか
- ・その他 (大切にしたいこと、気を付けることなど)

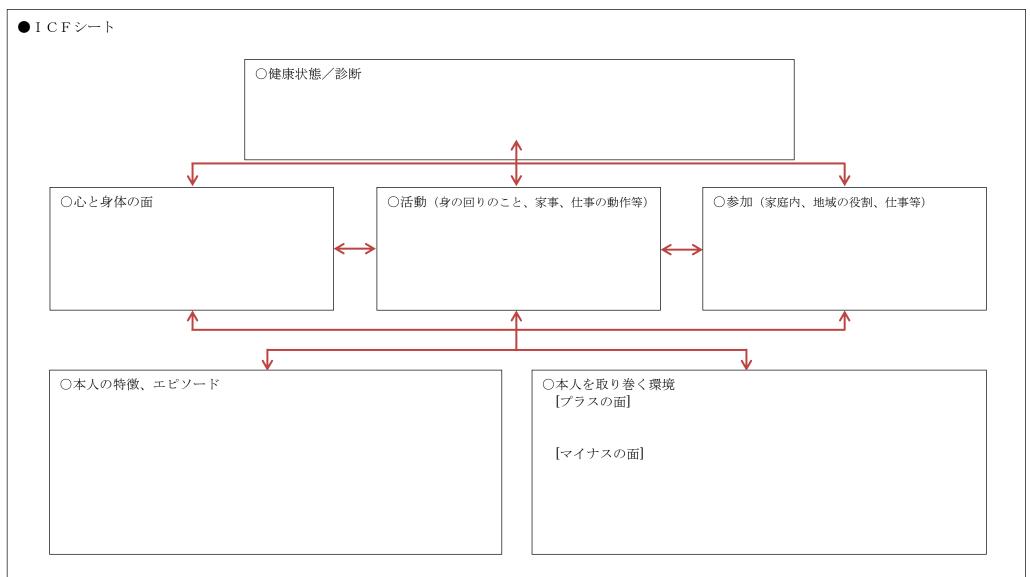
4



	•		
誰が	何をするか	いつまでに	備考







●本事例に関する備考、まとめ/サポマネとして工夫したこと

発達障がいサポート・マネージャー事業アンケート(サポマネ用)

記入日(評価基準日): 平成 年 月 日

	支援	明間:				
	支援者の属性(保健・福祉・医療・教育・司法・行政・その	也())
	・回依頼により介入した事例について、ご回答ください。(※このアンケートは統計的に処理者・ご家族が特定されることはありません。)	浬・集	計さ	れ	るた	め、
	今回、支援者は発達障がいサポート・マネージャー(以下、サポマネ)に何を期待してい るものに☑をお願いします。(複数回答可)	ました	こか。	。当	ては	まま
	〕技術的な援助・助言 □ 連携の調整・橋渡し □ 問題の整理・改善 □その他()
2.	以下の <u>全ての項目</u> について、「1~5」の数字であてはまるところに○をしてください。	7	Щ.	どちらともいえない	あまり田	
		そう思う	やや思う	いえない	思わない	思わない
技	1. わたしは、支援者に必要な知識や情報を与えた。	5	4	3	2	1
技術的	2. 支援者は、当事者・家族への支援に関してスキルアップできた。	5	4	3	2	1
的な援助	3. 支援者は、発達障がいの特性だけでなく、当事者·家族、関係機関のそれぞれの関係のありた 当事者·家族をとりまく状況や状態について、より目を向けることができた。	5や 5	4	3	2	1
助	4. 今後同様の事例があった場合、支援者は、サポマネなしでも支援にあたれる。	5	4	3	2	1
	5. 今回のケースについて、支援の方向性がより明確にできた。	5	4	3	2	1
連携	6. 支援者は、他機関と連携しやすくなった。	5	4	3	2	1
の	7. 支援者は、他機関の状況や役割を、より理解できるようになった。	5	4	3	2	1
調整	8. 支援者は、他機関との連携が、当事者・家族の問題の軽減に役立つことを理解した。	5	4	3	2	1
	9. 今後同様の事例があった場合、支援者は、サポマネなしでも今回関わった機関と適切に連携きそうである。	秀で 5	4	3	2	1
88	10. 当事者・家族、関係機関がもっていた問題について、整理することができた。	5	4	3	2	1
問題	11. 支援者は、今回の事例の支援について、以前より前向きになれた。	5	4	3	2	1
の整理	12. 今回のケースについて、支援者の負担感は軽減された。	5	4	3	2	1
理	13. 当事者・家族の負担感は軽減された。	5	4	3	2	1
改善	14. 支援者と当事者・家族は、より協力できる関係になった。	5	4	3	2	1
	15. 当事者・家族の抱えている問題は、改善した。	5	4	3	2	1
/11-	16. 支援者は、サポマネの役割を理解できた。	5	4	3	2	1
他	17. わたしは、今後も圏域の支援の役に立てる。	5	4	3	2	1
	本事例において、以下のことを詳しく教えてください。 (個人が特定される名詞等の使用に のが問題でしたか。何が事例を困難にさせていましたか。	t避け ⁻	てく	ださ	:い)	

(2	2)サポ	ペネと	してどのよ	うな立場	場で、当事	者・家族	、関係機関	目に対し、	それぞれ	どう関わ	りましたか	١,
(3	3) 介入	、したこ。	とで、どの	ような変	ご化が起こ	りました	か。具体的	りに記入し	てくださ	い。		
4.	今回、	支援者の	の支援や連	携の調素	をするに	あたり、	サポマネと	としてエチ	きしたこと	について	教えてくだ	ささい。
5.	本事例	への介ん	入において	、その支	援に対す	る自身の	満足度につ	ついて、あ	ってはまる	数字にC)をしてくだ	ささい。
	オ	·満足									満足	
	<u>-1</u>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		_ 	Ī		i			1				
c	7.0 M	. 	日一节出生	· + 11 + 1	≠. > - *=1	1 / * * +						
ο.	ての他		見ご感想等	· めりまし 	, にり L 記	<u> </u>	υ' _ο					

【回答先】長野県精神保健福祉センター 〒380-0928 長野市若里 7-1-7 TEL: 026-227-1810 FAX: 026-227-1170 担当: 小坂

発達障がいサポート・マネージャー事業アンケート(支援関係者用)

記入日(評価基準日): 平成 年 月 日

回答者の属性(保健・福祉・医療・教育・司法・行政・その他())

この度は、「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業」をご活用いただき、ありがとうございました。 今後、より円滑な事業の運営の参考とするため、今回あなた様からご依頼がありました事例につきまして、以下の アンケートにご協力いただきますようお願いします。(※このアンケートは統計的に処理・集計されるため、ご回答 者や当事者・ご家族が特定されることはありません。)

ぎや当事者・ご家族が特定されることはありません。)	
- "	

「全年代、全分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有し、各分野の発達障がいサポート・アドバイザーと連携、協力して、発達障がい者に直接関わっている支援者に対して総合的な助言及び必要な支援への橋渡し等を行う者」(「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業 実施要綱」より)

1.	今回、発達障がいち	ナポート・マネージャー(以 [・]	下、サポマネ)	に何を期待していましたか。	当てはまるものに
	☑をお願いします。	(複数回答可)			

[□拐	支術的な援助・助言 □ 連携の調整・橋渡し □ 問題の整理・改善 □その他()
2.	以下	の <u>全ての項目</u> について、「1〜5」の数字であてはまるところに○をしてください。	そう思う	やや思う	どちらともいえない		思わない
技	1.	サポマネは、あなたに必要な知識や情報を与えた。	5	4	3	2	1
術的	2.	あなたは、当事者・家族への支援に関してスキルアップできた。	5	4	3	2	1
的な援助	3.	あなたは、発達障がいの特性だけでなく、当事者・家族、関係機関のそれぞれの関係のあり方や 当事者・家族をとりまく状況や状態について、より目を向けることができた。	5	4	3	2	1
助	4.	今後同様の事例があった場合、あなたはサポマネなしでも支援できる力がついた。	5	4	3	2	1
	5.	今回のケースについて、支援の方向性がより明確になった。	5	4	3	2	1
連携	6.	あなたは、他機関とより連携しやすくなった。	5	4	3	2	1
の	/ .	あなたは、他機関の状況や役割を、より理解できるようになった。	5	4	3	2	1
調整	8.	他機関との連携が、当事者・家族の問題の軽減に役立つことが理解できた。	5	4	3	2	1
JE.	9.	今後同様の事例があった場合、あなたはサポマネなしでも今回関わった機関と適切に連携でき そうである。	5	4	3	2	1
	10.	当事者・家族、関係機関がもつ課題について、整理することができた。	5	4	3	2	1
問題	11.	あなたは、今回の事例の支援について、以前より前向きになれた。	5	4	3	2	1
の整	12.	今回のケースについて、あなたの負担感は軽減された。	5	4	3	2	1
理	13.	当事者・家族の負担感は軽減された。	5	4	3	2	1
改善	14.	あなたと当事者・家族は、より協力できる関係になれた。	5	4	3	2	1
	15.	当事者・家族の抱えている問題は、改善した。	5	4	3	2	1
Ш	16.	あなたはサポマネの役割を理解できた。	5	4	3	2	1
他	17	<u>今後も発達障がいサポート・マネージャーの存在は必要である</u>	5	4	3	2	1

3.	今回の事例の	り当事者・	・家族が利用し	しているサービス	ス、相談機	関等につい.	て教えてく	ださい。	(複数回答)	

	サポマネ介入前	現在
サービス		
関係機関		

-													
	関係機関												
4.	本事例におい	いて、以下のことを詳しく教えてください。(個人な	が特定される名詞等の使用は避けてください)										
(1	1) 何が問題でしたか。何が事例を困難にさせていましたか。												
(2)サポマネは 	まどのような立場で、当事者・家族、関係機関に対	し、それぞれどう関わりましたか。										
(3)介入したこ	ことで、どのような変化が起こりましたか。具体的	に記入してください。										

5. 本事例にサポマネが介入したことへの満足度について、あてはまる数字に○をしてください。

<u> </u>	満足									<u>満足</u>
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
								ĺ		
- //				L >	- / Lo L					

6. その他、ご意見ご感想等ありましたらご記入ください。

L		

アンケートは以上です。最後に記入漏れがないかご確認をお願いします。ご協力ありがとうございました。

【回答先】長野県精神保健福祉センター 〒380-0928 長野市若里 7-1-7 TEL: 026-227-1810 FAX: 026-227-1170 担当: 小坂

発達障がいサポート・マネージャー事業アンケート(ご本人・ご家族用) pre

記入日(評価基準日):平成 年 月 日

記入者: ご本人 ・ ご家族

このアンケートは、「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業」のより円滑な運営の検討をするため、 長野県発達障害者支援センターが実施しています。

以下の質問で、あなたの現在の様子に当てはまるものについてご回答ください。(※このアンケートは統計的に処理・集計されるため、個人が特定されることはありません。)

"発達障がいサポート・マネージャー"とは

「全年代、全分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有し、各分野の発達障がいサポート・アドバイザーと連携、協力して、発達障がい者に直接関わっている支援者に対して総合的な助言及び必要な支援への橋渡し等を行う者」(「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業 実施要綱」より)

1.	以下の <u>全ての項目</u> について、「1〜5」の数字であてはまるところに○をしてください。	そう思う	やや思う	どちらともいえない	あまり思わない	思わない
1.	問題に関して家族(本人)としっかり話し合えている。	5	4	3	2	1
2.	困ったことを話せる支援者がいる。	5	4	3	2	1
3.	今抱えている問題は、改善される見込みがある。	5	4	3	2	1
4.	今抱えている問題に対して、どのように向き合っていくのか見通しをもっている。	5	4	3	2	1
5.	今抱えている問題は、私への負担感が大きい。	5	4	3	2	1
6.	問題に取り組んでもらえる支援者がいる。	5	4	3	2	1
7.	支援者は、何をしてくれるのか明らかにしてくれている。	5	4	3	2	1

5. 回答いただいた方ご自身の現在の生活の満足度について、あてはまる数字に○をしてください。

<u>不満足</u>									<u>満足</u>
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
							1		1

【回答先】長野県精神保健福祉センター 〒380-0928 長野市若里 7-1-7 TEL: 026-227-1810 FAX: 026-227-1170 担当: 小坂

発達障がいサポート・マネージャー事業アンケート(ご本人・ご家族用) post

記入日(評価基準日):平成 年 月 日

記入者: ご本人 ・ ご家族

このアンケートは、「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業」のより円滑な運営の検討をするため、 長野県発達障害者支援センターが実施しています。

以下の質問で、あなたの現在の様子に当てはまるものについてご回答ください。(※このアンケートは統計的に処理・集計されるため、個人が特定されることはありません。)

"発達障がいサポート・マネージャー"とは

「全年代、全分野における発達障がい者支援の知識及び経験を有し、各分野の発達障がいサポート・アドバイザーと連携、協力して、発達障がい者に直接関わっている支援者に対して総合的な助言及び必要な支援への橋渡し等を行う者」(「長野県発達障がいサポート・マネージャー整備事業 実施要綱」より)

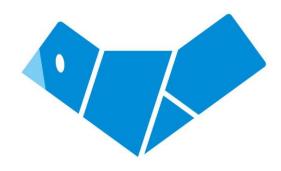
1.	以下の <u>全ての項目</u> について、「1〜5」の数字であてはまるところに○をしてください。	そう思う	やや思う	どちらともいえない	あまり思わない	思わない
1.	問題に関して家族(本人)としっかり話し合えている。	5	4	3	2	1
2.	困ったことを話せる支援者がいる。	5	4	3	2	1
3.	今抱えている問題は、改善される見込みがある。	5	4	3	2	1
4.	今抱えている問題に対して、どのように向き合っていくのか見通しをもっている。	5	4	3	2	1
5.	今抱えている問題は、私への負担感が大きい。	5	4	3	2	1
6.	問題に取り組んでもらえる支援者がいる。	5	4	3	2	1
7.	支援者は、何をしてくれるのか明らかにしてくれている。	5	4	3	2	1
8.	(前回の記入時と比べて)支援機関は、あなたの抱える問題を整理してくれた。	5	4	3	2	1
9.	(前回の記入時と比べて)あなたの問題は改善された。	5	4	3	2	1

5. 回答いただいた方<u>ご自身の現在の生活の満足度</u>について、あてはまる数字に○をしてください。

<u>不満足</u>									<u>満足</u>
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

		その他、	サポー	ト・マネージ	シャーについて、	ご意見ご感想等あ	りま	したらご記入ぐ	くださし
--	--	------	-----	--------	-----------------	----------	----	---------	------

【回答先】長野県精神保健福祉センター 〒380-0928 長野市若里 7-1-7 TEL: 026-227-1810 FAX: 026-227-1170 担当: 小坂



長野県発達障がい者支援シンボル・マーク 「結 (ゆい)」